

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月2日

茨城県人事委員会



茨人委第241号
令和8年10月2日

茨城県議会議長 舘 静 馬 殿

茨城県知事 大井川 和 彦 殿

茨城県人事委員会
委員長 阿 久 津 正 晴

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせて、給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第 1 職員の給与等に関する報告

はじめに	1
1 職員給与の現状	2
2 民間給与の現状	3
3 職員と民間従業員の給与比較	5
4 物価及び生計費の動向	6
5 給与制度等をめぐる動向	6
むすび	8
1 職員の給与	8
2 公務の運営	12

別紙第 2 勧告

I 令和 8 年 4 月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正	20
2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	21
3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	21

II 給与制度改正のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正	22
------------------	----

III 改定の実施時期等

1 改定の実施時期	23
2 経過措置等	23

別記 給料表

別記第 1	24
別記第 2	61
別記第 3	61

別紙第 1 職員の給与等に関する報告

はじめに

人事委員会の勧告制度は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、給与、勤務時間その他の適正な勤務条件を確保するという機能を担っており、人事委員会は、中立・公正な専門機関として、情勢適応の原則、均衡の原則等、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の趣旨を踏まえ、職員の勤務条件に関し講ずべき措置について、議会及び知事に報告及び勧告することとされている。

このうち、職員の給与水準については、毎年実施している「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を精密に比較した上で、国、他の都道府県の状況、地域の生計費その他の事情を勘案して、報告及び勧告等を行った。

国においては、本年 8 月、人事院が、公務員人事管理についての報告を行い、あわせて、国家公務員の給与についての報告及び勧告並びに勤務時間及び休暇についての勧告等を行った。

当該報告等において、人事院は、複雑で困難な課題に直面する時代において、課題を解決し、未来を切り開くために、公務に優秀な人材を確保し、職員一人一人が能力を十分に発揮できる環境を実現することが急務であるとし、そのための人事制度改革を加速していくとしている。

人事院では、実現すべき「これから」の公務のあり方として、実力本位の職務・職責を重視した人事制度の骨格、また、働きやすさと成長の両立のため、転勤の経済的負担の軽減のための手当の見直しや、柔軟な働き方の推進に資する無給休暇の新設など、各種の新たな制度等を示したところである。

本県においても、民間企業等との激しい人材獲得競争が続く中、複雑化・高度化する行政課題や多様化する行政ニーズを的確に捉え、質の高い行政サービスを提供するため、「競争力のある給与の実現」や「多様で有為な人材の確保」、「人材の育成・活用」や「勤務環境の整備」、さらには「公務員倫理等の徹底」などの重要な課題に的確に対応していく必要がある。

こうした中、本委員会は、適正な給与水準の確保を始め、職員の勤務条件等について、調査・検討を重ねてきたところである。

本委員会としては、日々職務に精励している職員の士気や意欲が高まり、公務運営の更なる活性化が図られるよう、今後とも、勧告制度を通じて職員の適正な勤務条件の確保に努めていく所存である。

1 職員給与の現状

本委員会は、職員（企業職員及び技能労務職員を除く。以下同じ。）の給与を検討するため、本年４月現在で職員給与実態調査を実施したが、その結果は、次のとおりである。

(1) 職員構成

職員構成の状況は、表－１のとおりであり、職員数は 30,310 人となっている。

職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び福祉職の 7 種 11 給料表並びに任期付職員及び任期付研究員の給料表の適用を受け、その平均年齢は、40.7 歳である。

また、学歴別人員構成は、大学卒 83.0％、短大卒 4.9％、高校卒 12.2％、性別人員構成は、男性 55.4％、女性 44.6％となっている。

表－１ 職員構成の状況

職 員 数	平 均 年 齢	平均経験年数
30,310 人	40.7 歳	17.9 年

学歴別人員構成比				性別人員構成比	
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
83.0％	4.9％	12.2％	0.0％	55.4％	44.6％

（注） 育児休業中及び公益的法人等派遣の職員等を除く（次表について同じ）。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100％とならない場合がある。

(2) 平均給与月額

平均給与月額は、表－２のとおりであり、職員全体では 419,151 円となっており、うち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（新規学卒の採用者等を除く。）では 399,702 円となっている。

表－２ 職員の平均給与月額

	給料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全職員	373,576 円	25,621 円	5,019 円	8,440 円	6,108 円	387 円	419,151 円
うち 行政職員	349,389 円	26,293 円	8,993 円	8,433 円	6,455 円	139 円	399,702 円

（注） 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額等を含む。

2 その他には、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）等を含む。

3 行政職員とは、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員をいう。

2 民間給与の現状

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 1,124 のうち 225 事業所について、職種別民間給与実態調査を実施した。

調査では、公務に類似すると認められる職種の職務に従事する者 9,438 人について、給与改定の有無にかかわらず、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を調査した。同時に、各企業における給与改定の状況等についても調査を実施した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給実績について調査した。

調査完了率は、各民間事業所の御協力を得て、85.7%となっている。

調査結果については、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

民間事業所における初任給の改定状況は、表－3 のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 29.7%、高校卒で 28.9%となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で 84.2%、高校卒で 80.2%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 15.8%、高校卒で 19.8%となっている。

表－3 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目 新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規 模 計	% 29.7	% (84.2)	% (15.8)	% —	% 70.3
	500 人以上	35.0	(84.6)	(15.4)	—	65.0
	100 人以上 500 人未満	23.8	(83.4)	(16.6)	—	76.2
高校卒	規 模 計	28.9	(80.2)	(19.8)	—	71.1
	500 人以上	32.2	(83.4)	(16.6)	—	67.8
	100 人以上 500 人未満	25.2	(75.6)	(24.4)	—	74.8

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

(2) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況は、表－4 のとおりであり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 77.1%となっている。

また、民間における定期昇給の状況は、表－5 のとおりであり、一般

の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 93.5% となっている。そのうち昇給額について、昨年に比べて増額した事業所の割合は 40.1%、減額した事業所の割合は 7.0%、変化なしとした事業所の割合は 46.4% となっている。

表－４ 民間における給与改定の状況

役職 段階	項目 企業規模	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
		%	%	%	%
係 員	規 模 計	77.1	2.1	0.6	20.2
	500 人以上	85.1	1.9	—	13.0
	100 人以上 500 人未満	68.2	2.4	1.2	28.2
課 長 級	規 模 計	66.0	3.0	0.6	30.5
	500 人以上	71.4	3.4	—	25.2
	100 人以上 500 人未満	60.0	2.5	1.2	36.3

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

表－５ 民間における定期昇給の実施状況

項目		定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
役職 段階	企業規模		増額	減額	変化なし			
係 員	規 模 計	%	%	%	%	%	%	%
	5 0 0 人 以 上	94.2	93.5	40.1	7.0	46.4	0.7	5.8
	1 0 0 人 以 上	97.7	97.7	36.0	3.3	58.4	－	2.3
	5 0 0 人 未 満	90.1	88.6	45.2	11.6	31.8	1.5	9.9
課 長 級	規 模 計	81.9	81.2	38.4	9.8	33.0	0.7	18.1
	5 0 0 人 以 上	80.6	80.6	34.6	5.7	40.3	－	19.4
	1 0 0 人 以 上	83.7	82.1	43.3	15.0	23.8	1.6	16.3
	5 0 0 人 未 満							

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

3 職員と民間従業員の給与比較

(1) 月例給

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類似すると認められる職種の者について、個々人の主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢などを同じくする者同士を対比させるラスパイレース方式により、本年4月分の給与額を比較した。

較差の状況については、表－6のとおりであり、民間給与が職員の給与を1人当たり12,216円（3.06％）上回っていることが明らかになった。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）のうちフルタイム勤務職員の月例給については、職種別民間給与実態調査における民間のフルタイム勤務再雇用者の月例給と比較すると、表－7のとおりであり、民間が公務を上回る状況にある。

表－6 公民給与の較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較差(A)－(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
411,918 円	399,702 円	12,216 円 (3.06%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

表－7 公務における再任用職員及び民間における再雇用者の役職段階別平均給与月額

役 職 段 階	公 務	民 間
課長補佐級	32.8 万円	42.0 万円
係長・主任級	30.8 万円	34.2 万円
主事級以下	—	28.7 万円

(注) 1 「公務」は、再任用職員のうち行政職給料表が適用されるフルタイム勤務職員の令和7年度の平均給与月額である。「課長補佐級」は5級、「係長・主任級」は3・4級、「主事級以下」は1・2級が適用される職員である。

(注) 2 「民間」は、職種別民間給与実態調査における60歳から64歳までのフルタイム勤務再雇用者の平均給与月額（令和6年から令和8年までの各年4月時点の3年平均）である。「課長補佐級」は同調査における「課長代理級」である。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年８月から本年７月までの１年間に
 において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、表－８のとおり、平均
 所定内給与月額の４.７２月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の
 現行の年間平均支給月数である４.６５月を０.０７月分上回っている。

表－８ 民間における特別給の支給状況

項目 \ 区分		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	402,801 円
	上半期 (A ₂)	416,203 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	921,560 円
	上半期 (B ₂)	1,009,663 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	2.29 月分
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.43 月分
特別給の支給割合年間計		4.72 月分

(注) 下半期とは令和７年８月から令和８年１月まで、上半期とは同年２月から７月までの期間をいう。

4 物価及び生計費の動向

本年４月の小売物価統計調査（総務省）に基づく消費者物価指数は、昨年
 ４月に比べ、全国及び水戸市でいずれも１％台で上昇している。

また、本委員会が家計調査（総務省）を基礎に算定した本年４月の水戸市
 （調査対象世帯数 88 世帯）の２人世帯、３人世帯及び４人世帯の標準生計
 費は、それぞれ 147,792 円、169,019 円及び 190,250 円となっている。

（資料編 ３ 生計費関係資料 参照）

5 給与制度等をめぐる動向

(1) 国の動向

人事院は、本年８月７日、国会及び内閣に対し、職員の給与に関する
 報告及び勧告、職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告、公務員人事
 管理に関する報告を行い、あわせて、国家公務員災害補償法の改正につい
 ての意見の申出を行った（巻末掲載）。

主な報告及び勧告は、次のとおりである。

ア 民間給与との較差：15,056 円（3.51％）を解消するため、初任給を総
 合職（大卒）：3.9％（9,500 円）、一般職（大卒）：4.1％（9,500 円）、

- 一般職（高卒）：4.7%（9,500円）引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- イ ボーナスを0.05月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分
- ウ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善
- エ 単身赴任者に限らず、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする転居に関する手当を新設
- オ 広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、広域異動手当の支給割合を引上げ

(2) 都道府県の動向

国家公務員の行政職の職員の俸給と本県のこれに相当する行政職の職員の給料について、国家公務員の俸給を100とし、ラスパイレス方式により比較したところ、令和7年4月1日現在、本県のラスパイレス指数は100.3（地域手当補正後は100.2）である。

都道府県のラスパイレス指数の状況は、表－9のとおりとなっている。

表－9 都道府県の給与比較

ラスパイレス指数	98未満	98以上 99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
団 体 数	団体 6	団体 4	団体 20	団体 15	団体 2
団体数（地域手当補正後）	7	11	18	10	1

むすび

職員の給与決定等の基礎となる諸条件は、以上のとおりである。これらを総合的に検討した結果、本委員会の見解は、次のとおりである。

1 職員の給与

(1) 公民較差等に基づく給与改定

職員の給与については、民間の給与を始め、国及び他の都道府県の給与並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案した結果、次のとおり改定する必要がある。

ア 給料表

行政職給料表については、人事院勧告に準ずることを基本として、本県の給料表の構造を踏まえて改定すること。

具体的には、大学卒業程度試験に係る初任給を 4.0% (9,500 円)、高校卒業程度試験に係る初任給を 4.6% (9,500 円) 引き上げるとともに、中堅層以上の職員について昨年を上回る引上げとし、全級全号給について引上げ改定を行うこと。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定すること。

この改定は、本年 4 月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施すること。

また、再任用職員に適用される基準給料月額についても、人事院勧告に準ずることを基本として、改定すること。

この改定は、再任用職員以外の月例給の改定と同様に、令和 8 年 4 月に遡及して実施すること。

イ 初任給調整手当

初任給調整手当については、国に準じて、所要の改定を行うこと。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合（月数）との均衡を図るため、支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.70 月分とすること。

引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分すること。

本年度は、12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和 9 年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期

及び12月期で均等になるよう定めること。

また、医療大学の学長、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げること。

(2) 教育職員給与の見直し

教育職給料表（二）及び（三）における管理職に対する本給加算額の段階的引上げについては、全国人事委員会連合会が作成した給料表に準じて、改定すること。

(3) 転居に関する手当の新設等

人事院は、転居を伴う転勤を行った職員に対する経済的負担の軽減のため、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設することとした。

こうした状況及び関係法令の改正状況等を踏まえ、国家公務員に対する措置の状況等を考慮し、手当の新設等について検討を進める必要がある。

(4) 寒冷地手当の見直し

人事院は、令和6年度の人事院勧告において、寒冷地手当の支給にあたって、職員の居住地に関する要件を廃止することとした。

寒冷地手当については、人事院勧告に準じて、所要の改正を行う必要がある。

(5) 宿日直手当の見直し

宿日直手当については、人事院勧告に準じて、所要の改定を行う必要がある。

(6) 勤勉手当の見直し

人事院は、特定任期付職員の勤勉手当について、高度の専門性を有し高い業績を挙げた人材の給与水準を確保するため、現行の支給総額を超えて支給できることとした。

特定任期付職員の勤勉手当については、国に準ずることを基本として、所要の改正を行う必要がある。

(7) 給与制度の整備に係る諸課題

従来から公務をめぐる環境の変化に適切に対応し、所要の制度改正を行ってきたところであるが、次に掲げる課題など、給与制度の整備に係る諸課題について、引き続き、国及び他の都道府県の動向等に留意し、検討を進める必要がある。

ア 会計年度任用職員等の給与

人事院は、非常勤職員の給与について、厚生労働省において、同一労働同一賃金ガイドラインの改正が行われ、民間では本年10月から適用されることを踏まえ、本年7月に非常勤職員の給与に関する指針の改正を行い、任期が相当長期にわたる非常勤職員について、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めることを明記した。

任命権者においては、これらの状況等を踏まえて、対応を検討する必要がある。

イ 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

人事院は、転勤に対する金銭面での負担感が転勤の敬遠につながっており、公務上必要な転勤を行う職員に対する経済的負担等に対する給与上の措置を講じることで、異動の円滑化を図る必要があるとし、広域異動手当について、広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させる観点から、支給割合を引き上げることとした。

また、へき地等の生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署を拡大し、指定基準を見直すこととした。

さらに、人事院は、転勤に関する手当を再編・統合し、転勤をしたすべての職員を対象とする総合的な手当を設け、給与上のインセンティブを向上させることを目指し、更に検討を進めることとした。

転勤に伴う経済的負担等に対する給与上の措置については、本県においても、国の動向等を注視し、検討を進める必要がある。

ウ 60歳前後の給与水準（給与カーブ）

人事院は、60歳前後の給与水準（給与カーブ）について、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況の実態を把握し、公務における定年の段階的な引上げ期間の人事管理の在り方の変化を注視するとともに、関係部局とも連携して60歳前後の給与水準等の検討を加速していくこととしており、本県においても、その検討状況を注視していく必要がある。

エ 職務・職責を重視した給与体系等

人事院は、本府省の事務次官級から課長級までの職員において、職務・職責をより一層重視した給与体系を実現し、あわせて、任用及び勤務時間制度も見直し、人材の確保・定着に資する実力本位の人事制度を構築することとした。

本年は措置の骨格を示し、令和9年夏には具体的な内容を報告できるよう、検討を加速させるとしていることから、本県においても、引き続き、国の検討状況を注視していく必要がある。

なお、本県では、本年4月に能力・実績や職責を的確に反映し得る、本県独自の給料表や昇給制度の見直し等を行ったところであるが、職務・職責を重視した給与体系について更なる検討を進める必要がある。

2 公務の運営

複雑化・高度化する行政課題や多様化する行政ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、県政を支える多様で有為な人材を継続的に確保することが重要である。

一方、若年人口の減少に加え、民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中、本県採用試験の受験者数は減少傾向にあり、人材確保を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

このような状況を踏まえ、職員のキャリア形成を支援しつつ、能力を十分に発揮できる勤務環境や、能力・実績に応じた適切な評価制度の整備など、公務を担う人材のニーズにも即した総合的な人材活用に取り組んでいく必要がある。

あわせて、これらの取組を通じて、職員一人一人が公務に対する使命感とやりがいを持って働くことができる組織風土を醸成し、組織としての魅力を高め、多様で有為な人材を更に呼び込む好循環へとつなげていくことが重要である。

(1) 多様で有為な人材の確保

ア 採用試験制度の見直し等

採用試験制度については、公平性と競争性を確保しつつ、受験者の能力を的確に測る仕組みを維持しながら、受験機会の拡大や受験者の利便性向上を図るため、これまで、試験科目の変更や試験日程の前倒し、試験会場の複数設置など様々な改革を進めてきた。

引き続き、人材確保を取り巻く環境や若い世代の意識の変化などを踏まえ、大学卒業程度試験を始めとする各試験・選考について、受験資格の見直しや実施時期の工夫など、あらゆる方策を検討し、試験制度改革に取り組んでいくことが必要である。

なお、現在、令和14年度までの間において、職員の定年を段階的に65歳に引き上げているところであり、当分の間の新規採用については、退職者の動向を見据え、中長期的な観点から計画的に確保していくことが必要である。

イ 公務の魅力発信

公務の魅力発信については、本委員会では、業務ガイダンスや採用説明会の開催のほか、出前授業や就職応援ナビなどを通じた相談対応を実施している。また、職員採用PR動画等の配信、職員採用パンフレット等の配付及び横断幕の県庁舎等への設置など、多様な手法により広報活動の強化を図っている。

さらに、任命権者においても、県庁インターンシップ・キャリア実習における大規模な学生の受入れや技術系職種対象の説明会及び現場見学会を始め、様々な取組を行っている。

今後も、受験者の更なる増加を図るため、任命権者と連携しながら、あら

ゆる機会を活用して公務の魅力を発信するとともに、高校生、大学生、社会人などそれぞれのニーズに応じた効果的な情報提供に努めていく必要がある。

ウ 社会人経験者等の採用

社会人経験者等の採用については、人材確保が一層厳しさを増す中、民間企業等における多様な経験や専門性を有する人材の確保も重要であることから、社会人経験者や任期付職員の選考採用、行政実務研修員の受入れを進めてきた。特に、社会人経験者については、令和8年度から年2回選考を実施することに加え、採用時期を前倒しすることにより有為な人材の確保に積極的に取り組んでいるところである。

また、転職を理由として県を退職した職員を再度採用できる制度（茨城県職員チャレンジ応援制度）を実施しているところであるが、国のアルムナイ採用（理由を問わず一度公務を離れた職員を採用できる取組）も参考にするなど、引き続き、多様な採用手法を積極的に活用していくことが重要である。

エ 障害者雇用の推進

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」の趣旨を踏まえ、各任命権者において積極的な採用が進められており、本年7月に法定雇用率が引き上げられたが、いずれの任命権者も法定雇用率を満たしている。

引き続き、障害者がその能力を十分に発揮できるよう、障害者に適した業務の掘り起こしや従事する業務の配慮など、障害者が働きやすい環境整備に取り組んでいく必要がある。

(2) 人材の育成・活用

ア 人材の育成

限られた人員で組織全体のパフォーマンスを向上させるためには、組織主導で職員の能力開発を適切に行っていくことに加えて、職員個人が主体的な学びを通じて成長できるよう支援することが重要である。

各任命権者においては、職層やキャリアステージごとに必要な能力を開発する研修を行うとともに、データ利活用・EBPM（合理的根拠に基づく政策立案）・生成AI活用研修の実施やeラーニングによる職員の自主的な学習の支援を強化するなど、多面的な人材育成の施策を推進している。さらに、民間企業等への派遣研修及び国との人事交流など、県内部では得難い業務経験を通じて施策立案のための新たな視点や効率的な業務手法等を身に付けさせる取組も行っている。

また、人事院においては、国家公務員に求められるスキルを整理した「ス

キル一覧」を令和8年6月に作成し、職員のキャリアステージに応じて必要な研修が提供されるよう研修体系の見直しを進めている。本県においても、第3次茨城県総合計画において、求められる職員像を示して人材育成に取り組んでいるところであり、引き続き、国の取組も参考にしながら、複雑化・高度化する行政課題に対応できる組織づくりに向け、各任命権者において、時代の要請に応えた人材育成を進めていく必要がある。

なお、人事院は、自己啓発等休業の事由の更なる拡大について検討を進めることとしており、引き続きその動向を注視していく。

イ 能力・実績に基づく人事管理の推進

優秀な人材を確保し、定着させていくためには、職員の能力・実績を適切に評価し、その結果を任用や給与に的確に反映させるとともに、評価結果のフィードバックを通じて職員の勤務意欲の向上や成長促進を図ることが重要である。

各任命権者においては、これまでも評価区分の細分化や業績評価を年2回とするなど、人事評価の精度向上のための改正を行い、勤務成績をより直接的に給与に反映させる制度への改革を行ってきたところであり、今後も、人事評価が客観的で公正かつ納得性の高いものとなるよう引き続き努めていく必要がある。

また、人事異動の通年化や年度途中の採用は、年度当初の組織力の低下を防ぐとともに、新たな行政課題や業務動向の変化に応じた適切な人事配置に有効である。一方で、人事異動に関する業務量の増大や、正確かつ迅速な作業が求められることなどによる関係職員への負荷も懸念される。このため、デジタル技術の活用などを含め、更なる業務の効率化を図る必要がある。

ウ 女性の受験及び登用の促進

女性の活躍推進に向けては、各任命権者において特定事業主行動計画である「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」等を定め、女性職員の割合拡大及び登用の促進に継続的に取り組んでいくことが重要である。

女性職員の割合拡大のためには、その入口となる採用の拡大が重要であることから、大学や就職支援企業が主催する説明会や業務ガイダンス、ホームページ等を活用し、活躍している女性職員のキャリア紹介を始め、柔軟な勤務制度や充実した子育て支援制度などを積極的に広報し、女性受験者の更なる増加に努めていく必要がある。

また、女性職員の登用について、知事部局においては、管理職（課長級以上）にある職員に占める女性職員の割合を令和13年4月1日には28%にする高い目標を掲げ、積極的に進めているところである。

さらに、令和7年度からは、女性幹部職員による女性職員へのヒアリングを実施し、相談・サポート体制の充実を図るとともに、女性特有の健康課題への支援など、女性が働きやすい職場環境づくりにも努めている。

女性職員の登用拡大は、女性の活躍の進捗状況を示す指標であるとともに、組織の能力を十分に引き出すためにも不可欠であることから、引き続き、意欲と能力のある女性職員の登用に取り組んでいくことが重要である。

(3) 勤務環境の整備

ア 時代に即した柔軟な働き方の推進等

本県ではこれまで、フレックスタイム制、テレワーク、時差出勤、休憩時間の選択等の柔軟な働き方が可能となる制度を整備してきた。

これらの制度は、育児、介護等のために時間の制約がある職員等の能力発揮やワーク・ライフ・バランスにも資するものである。人事院は、テレワークの活用などによる柔軟な働き方が広がる中で、フレックスタイム制の柔軟化を進めることとしており、本県においても、既存制度の利用状況の検証等を行いつつ、更なる制度の整備・検討と一層の利用促進を図る必要がある。

また、人事院は、適切な行政サービスの提供を維持することを前提としつつ、個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進するため、休暇の取得事由を問わず、給与上の取扱いを無給とし、年間7日の休暇日数を付与する「無給休暇」を新設することについて勧告したところである。様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるよう、本県においても所要の措置を講じる必要がある。

イ 仕事と生活の両立支援

これまで本県では、仕事と生活の両立支援を一層充実させるため、特別休暇等の各種支援制度の拡充等を行ってきた。家族看護等休暇については、これまでも、看護等の対象者の拡大や取得事由の拡充を進めており、本年4月からは取得可能な日数を5日から7日に拡充したところである。

育児休業については、従来から、特定事業主行動計画における数値目標の設定やガイドブックによる周知、対象職員への意向確認等を行っており、各任命権者において、職員に対し、積極的な利用を進めてきたところである。

しかし、男性職員の育児休業については、依然として任命権者間で取得率が大きく異なる状況であることから、引き続き職員に対する周知及び啓発に加え、希望者が取得しやすい環境整備等に取り組む必要がある。

ウ 長時間労働の是正等

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持や公務能率の向上の観点から

重要な課題であり、ワーク・ライフ・バランスの推進、魅力ある職場づくりや多様で有為な人材確保にも資するものである。

時間外勤務については、職員の勤務時間に関する規則（昭和 26 年茨城県人事委員会規則第 8 号）において、原則の上限時間及び通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時又は緊急に原則の上限時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合における特例の上限時間を規定している。なお、災害その他避けることのできない事由がある場合は、当該原則及び特例の上限時間を超えて時間外勤務を命じることができることとしているが、特例の上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合は、任命権者に事後的な検証を義務付けている。

任命権者においては、「働き方見える化システム」上の一人一台端末の操作時間記録やタイムカードなどの客観的記録に基づく勤務時間管理により、時間外勤務時間が一定時間を超えた職員が発生した場合は、所属長等が事務分担の見直しや応援体制を検討するなどの業務の平準化を行い、過重労働の早期是正に取り組んでいるところである。

職員の心身の健康保持や公務能率の向上のため、引き続き、業務の平準化を進め、業務量に応じた適切な体制を維持し、各職場におけるマネジメント強化や緊急性・重要性の高い業務への機動的な人員配置等を行う必要がある。また、特例の上限を超えて時間外勤務を命じた事例に対しては、丁寧な事後検証を行うなど、職員の時間外勤務の縮減を推進していく必要がある。

なお、知事部局等においては、本年 4 月より、11 時間の勤務間インターバル確保が努力義務とされたところである。勤務間インターバルの確保は、職員の健康維持や時間外勤務の縮減に資するものであることから、引き続き取組を進めていく必要がある。

教育職員の長時間労働の是正については、勤怠管理支援システムにより各教育職員の時間外在校等時間を把握し、校種ごとの状況を毎月公表するとともに、時間外在校等時間の縮減に向けて、業務の平準化や校務のデジタル化等による負担軽減及び効率化の推進、柔軟な勤務環境の整備等による働き方の見直しを進めている。

また、部活動指導員や地域ボランティア等の外部人材の積極的な活用等により、教育職員の負担を減らす体制の構築が進められているところである。

去年の、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）の改正により、教育委員会に対し、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「実施計画」という。）の策定、公表及び計画の実施状況の公表が義務付けられた。本県においては、これまでの取組の実績を踏まえ、「茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドラ

イン」が改訂され、実施計画と位置づけられたところである。

実施計画では、1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を月30時間以内とすること、また、1か月の時間外在校等時間が月45時間以内の割合を100%とすることが、令和11年度までに達成すべき目標として新たに定められている。

県教育委員会の調査によると、教育職員の時間外在校等時間については近年減少傾向となっているところであるが、月80時間を超える例が引き続き見受けられる。

実施計画における目標達成に向け、(1)在校等時間の適切な管理と、教育職員の意識改革、(2)部活動指導の負担軽減、(3)学校運営体制と業務の改善が重点項目に掲げられていることから、学校を取り巻く関係者が相互に連携し、教育職員の長時間労働の是正に向け、これらの取組を着実に実施していくことが重要である。

なお、人事院は、各職場の事情に応じて休日や週休日に勤務を命ずる必要がある場合における代休日の指定及び週休日の振替等について、勤務した時間と同じ時間だけ休むことができるよう、1日又は4時間単位に限らず行うことを可能とする見直しを行うこととしている。職員の総実勤務時間の減少及び健康福祉の増進にも資するものであることから、本県の実情に応じた所要の措置を講じる必要がある。

エ 健康管理の推進

職員が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮できる職場環境を整えることは、職員自身やその家族のみならず、公務の運営にとっても極めて重要である。今後、高齢層職員や女性職員の割合が増加していく状況や、様々な事情を有する職員がいる状況も踏まえつつ、引き続き健康診断の着実な実施など健康管理体制を充実していく必要がある。

知事部局においては、健康診断実施後の措置に係る取扱い要領に基づき、健康診断実施後の産業医等による保健指導などを実施しているところである。各任命権者においては、職員の健康を保持するため、引き続き、健康診断実施後の措置の徹底に努める必要がある。

また、各任命権者においては、メンタルヘルス対策として、研修会の開催やカウンセリング専門機関などによる各種相談制度、ストレスチェックの分析結果の活用、職場復帰支援制度の実施などに取り組んでいるほか、特に、過重労働に係る健康障害防止のために、過重労働報告の徹底を図っているところである。

しかしながら、メンタル疾患による長期病休者数が増加していることから、その要因を分析するとともに、長時間勤務を行った職員に対する産業医によ

る面接指導の徹底や、ストレスチェックにより高ストレスと判定された職員に対する産業医指導の受診勧奨など、職員の心の健康づくりをより一層進めていく必要がある。

また、心の不調を早期に発見し適切に対処できるよう、職場のコミュニケーションの活性化を図るなど、相談しやすい職場環境づくりに引き続き取り組むとともに、職員の円滑な職場復帰支援や再発防止に向けたフォローアップの充実に努めていく必要がある。

なお、職員一人一人が能力を十分に発揮し、安心安全に職務に専念できる勤務環境を確保することは、職員の働く意欲向上のためにも重要であるため、産業医及び衛生管理者による定期的な職場巡視を通じて、より一層働きやすくなるオフィス環境の整備を進めていく必要がある。

職員の中には、一部で長距離通勤の実態が見受けられ、特に自動車を使用した長距離通勤は心身への負担が懸念される。このため、職員の健康管理、効率的な公務運営及びワーク・ライフ・バランス等の観点から改善すべきであり、長距離通勤者の個々の事情に配慮しながら、人員配置等を含めて計画的に取り組む必要がある。

オ ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、組織運営にも支障をもたらすものである。

人事院、全国の人事委員会等が設置する苦情相談窓口への相談において、ハラスメントに係る相談は高い割合を占め、全国的な課題となっており、本委員会の相談窓口においても同様の傾向にある。

本県では、各任命権者において、職員への研修の実施や相談窓口の設置など、ハラスメントの防止等に向けた様々な取組が進められてきている。

引き続き、職員の勤務意欲の向上、心身の健康及び良好な勤務環境を実現するために、国等の動向を踏まえながら、ハラスメントの防止等に係る取組を進める必要がある。

また、本年10月から、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆる「カスタマー・ハラスメント」）について、新たに雇用管理上必要な措置を講ずることが任命権者に義務付けられた。

各任命権者においては、カスタマーハラスメント対応マニュアル等に基づき、既存のハラスメントの防止等に係る取組とともに、カスタマーハラスメントの防止等に係る取組を進めていく必要がある。

また、人事院は、公平審査制度や苦情相談について、近年の傾向や関連制度の動向の把握・分析を進め、迅速性や実効性を高める方策について検討することとしていることから、その動向を注視しつつ、本県における公平審査制度等について検討を進めていく。

(4) 公務員倫理等の徹底

職員は、県民全体の奉仕者としての高い倫理観を持つことが常に求められており、本委員会でも、この旨をかねてから報告し、公務員倫理の徹底を促してきたところである。

しかしながら、一部の職員による法令遵守意識に欠ける事案が依然として見受けられ、県民からの県全体に対する信頼の低下が懸念される。

また、業務の電子化を推進しつつ個人情報保護に 대응できるよう、電子メールの誤送信防止機能導入など様々な対策や見直しが日々講じられているが、今なお、保有個人情報の漏えい等の事案が発生している状況にある。

県民の信頼に添えるべく、誠実かつ公正に職務を執行するよう、公務員倫理等の更なる徹底を図る必要がある。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通して、公務運営の安定に寄与しているところである。

このような本制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実現されるよう要請する。

職員にあつては、県民の視点に立った、質が高く、効率的な県民サービスの提供に努め、高い倫理観と使命感をもって全力で職務に専念することを望むものである。

別紙第 2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和 27 年茨城県条例第 9 号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年茨城県条例第 6 号)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13 年茨城県条例第 9 号)を次のとおり改正するよう勧告する。

I 令和 8 年 4 月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

- (ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する第 1 種初任給調整手当の支給月額を国に準じて改定すること。
- (イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の職にあるものに対する第 1 種初任給調整手当の支給月額を 52,600 円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

- (ア) 令和 8 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.2875 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375 月分)とし、勤勉手当の支給割合を 1.0875 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375 月分)とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.0875 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375 月分)とし、勤勉手当の支給割合を 1.2875 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375 月分)とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

期末手当の支給割合を 0.7 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.1 月分とすること。

- (イ) 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

a b 及び c 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.725 月分)とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.525 月分) とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.625 月分)とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.625 月分) とすること。

c 医療大学の学長の職にある職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6875 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0875 月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 0.9875 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9125 月分とすること。

イ 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9 月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.8 月分とすること。

イ 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

Ⅱ 給与制度改革のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 教育職給料表

ア 教育職給料表（二）

備考第2項を、次のとおり改定すること。

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる職員の給料月額、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

(1) 職務の級が3級である職員 15,400円

(2) 職務の級が4級である職員 7,700円

イ 教育職給料表（三）

備考第2項を、次のとおり改定すること。

2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる職員の給料月額、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

(1) 職務の級が3級である職員 15,600円

(2) 職務の級が4級である職員 8,100円

(2) 寒冷地手当

職員の給与に関する条例第13条第5項の規定による支給地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同項の規定による支給地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員に対する寒冷地手当の支給について、同項の規定による支給地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するものに限る取扱いを廃止すること。

(3) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円、人事委員会規則で定める病院の医師又は歯科医師の宿日直勤務は24,000円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,500円、12,000円、36,000円）とすること。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、勤務1回に係る支給額の限度を、それぞれ2,500円、4,000円、12,000円とすること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、Ⅱの 1 の(1)については令和 9 年 1 月 1 日から、Ⅰの 1 の(2)のイの(イ)、2 の(2)のイ及び 3 の(2)のイ並びにⅡの 1 の(2)については令和 9 年 4 月 1 日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 第 2 種初任給調整手当に関する特例措置

令和 8 年 4 月 1 日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における第 2 種初任給調整手当の月額算定は、1 の(1)による改定前の給料表に基づいて行うものとする。

(2) その他所要の措置

(1)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第 1

行政職給料表

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	特 7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	445,400	467,800	496,900	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	448,800	470,300	501,500	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	451,800	473,500	508,900	557,700
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	454,800	476,700	516,300	571,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	457,400			
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	459,800			
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	462,400			
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	464,800			
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200				
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800				
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400				
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900				
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800				
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700				
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600				
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400				
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900				
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700				
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400				
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000				
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700				
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100				
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500				
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900				
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300				
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500				
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700				
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700				
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800				
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000				
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100				
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200				
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900				
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600				
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200				
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900				
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500				
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100				
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600				
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000				

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400				
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600				
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900				
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200				
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500				
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800				
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100				
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400				
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600				
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700				
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300				
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500				
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700				
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000				
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300				
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500				
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700				
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000				
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300				
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500				
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700				
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400					
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700					
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900					
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100					
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400					
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700					
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900					
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100					
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400					
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700					
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900					
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100					
	86	275,500	315,300	366,500	408,700						
	87	275,800	315,600	366,900	409,100						
	88	276,100	315,900	367,300	409,500						

	89	276,400	316,200	367,500	409,800						
	90	276,700	316,500	367,900	410,300						
	91	277,000	316,800	368,300	410,700						
	92	277,300	317,100	368,700	411,100						
	93	277,600	317,300	368,900	411,400						
	94		317,500	369,200							
	95		317,800	369,600							
	96		318,200	369,900							
	97		318,400	370,200							
	98		318,700	370,600							
	99		319,000	371,000							
	100		319,400	371,400							
	101		319,600	371,900							
	102		319,900	372,300							
	103		320,200	372,700							
	104		320,500	373,100							
	105		320,700	373,600							
	106		321,000	374,000							
	107		321,300	374,300							
	108		321,600	374,600							
	109		321,800	375,000							
	110		322,100								
	111		322,500								
	112		322,800								
	113		323,000								
	114		323,200								
	115		323,500								
	116		323,900								
	117		324,100								
	118		324,300								
	119		324,600								
	120		324,900								
	121		325,200								
	122		325,400								
	123		325,700								
	124		326,000								
	125		326,300								
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	395,300	405,400	442,400	499,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条及び第24条の2並びに付則第4項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職 員 の 分 区	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100	
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600	
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100	
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400	
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100	
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700	
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300	
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700	
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600	
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100	
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200	
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500	
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700	
	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000	
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300	
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600	
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900	
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100	
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400	
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600	
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900	
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100	
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400	
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700	
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900	
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100	
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400	
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700	
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000	
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200	
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500	
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800	
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100	
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300	
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600	
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900	
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200	
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400	
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000		
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300		
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500		
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700		
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000		
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300		
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500		
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700		
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000		
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300		
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500		
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700		
	86	323,400	342,400	367,600	411,100	445,900			
	87	324,100	343,400	369,100	411,700	446,300			
	88	324,800	344,400	370,500	412,300	446,700			

89	325,500	345,300	371,800	412,600	447,000
90	326,100	346,600	373,000	413,100	447,400
91	326,800	347,800	374,200	413,600	447,800
92	327,500	349,000	375,500	414,100	448,200
93	328,000	350,200	376,800	414,500	448,500
94	328,700	351,500	378,300	414,900	
95	329,600	352,700	379,800	415,400	
96	330,400	353,900	381,200	415,900	
97	331,100	355,100	382,500	416,300	
98	331,900	356,400	383,700	416,800	
99	332,700	357,600	384,800	417,300	
100	333,500	358,800	386,000	417,700	
101	334,400	360,200	387,100	418,000	
102	335,400	361,100	388,200	418,400	
103	336,400	362,100	389,300	418,800	
104	337,300	363,200	390,400	419,100	
105	338,100	364,300	391,600	419,400	
106	338,700	365,400	392,100	419,900	
107	339,300	366,400	392,700	420,400	
108	339,900	367,400	393,300	420,900	
109	340,400	368,600	393,900	421,200	
110	340,900	369,600	394,400	421,700	
111	341,300	370,600	394,800	422,200	
112	341,800	371,500	395,300	422,700	
113	342,600	372,400	395,700	423,000	
114	343,200	373,300	396,100	423,500	
115	343,900	374,200	396,600	424,000	
116	344,500	375,200	397,100	424,500	
117	345,100	376,200	397,500	424,900	
118	345,800	376,600	398,000	425,400	
119	346,500	377,200	398,600	425,800	
120	347,200	377,800	399,100	426,300	
121	347,800	378,100	399,300	426,700	
122	348,100	378,500	399,800		
123	348,600	378,900	400,300		
124	349,100	379,300	400,700		
125	349,400	379,700	401,200		
126		380,100	401,700		
127		380,500	402,200		
128		380,900	402,700		
129		381,300	403,000		
130			403,500		
131			404,000		
132			404,500		
133			404,800		
134			405,300		
135			405,700		
136			406,100		

	137			406,400						
	138			406,800						
	139			407,300						
	140			407,800						
	141			408,100						
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海事職給料表

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	244,100	302,900	345,200	393,200	437,900	492,500
	2	247,500	304,600	346,300	394,900	440,000	494,300
	3	250,900	306,300	347,500	396,600	442,100	496,100
	4	254,200	308,000	348,500	398,200	444,200	497,900
	5	257,500	309,700	349,500	399,800	446,200	499,700
	6	260,700	311,200	350,900	401,500	447,700	501,400
	7	263,900	312,600	352,500	403,200	449,200	503,100
	8	267,000	314,100	354,100	404,800	450,500	504,600
	9	270,100	315,600	356,000	406,400	451,800	506,000
	10	273,000	316,900	357,600	407,900	453,100	507,200
	11	275,900	318,100	359,200	409,400	454,300	508,300
	12	278,800	319,400	360,800	410,900	455,500	509,200
	13	281,600	320,700	362,500	412,400	456,700	510,000
	14	284,500	322,000	364,100	413,900	457,800	511,000
	15	287,400	323,200	365,700	415,300	458,900	512,000
	16	290,000	324,500	367,300	416,700	459,900	512,900
	17	292,600	325,700	368,800	418,300	460,900	513,200
	18	293,900	326,800	369,700	419,800	461,900	514,100
	19	295,200	328,000	370,500	421,400	463,000	514,900
	20	296,600	329,100	371,200	423,000	464,100	515,800
	21	297,900	330,400	372,000	424,500	464,900	516,700
	22	298,900	331,200	372,700	426,000	465,700	517,600
	23	299,900	331,900	373,500	427,500	466,600	518,500
	24	300,900	332,600	374,200	428,900	467,400	519,400
	25	301,900	333,300	375,000	430,200	468,100	520,200
	26	302,500	334,000	375,700	431,500	469,000	520,900
	27	302,900	334,600	376,500	432,800	469,800	521,500
	28	303,300	335,200	377,300	434,000	470,400	522,100
	29	303,700	335,900	378,000	435,200	470,800	522,600
	30	304,100	336,400	378,700	436,100	471,300	523,100
	31	304,400	337,000	379,400	437,100	471,900	523,700
	32	304,700	337,600	380,100	438,000	472,300	524,300
	33	305,000	338,200	380,800	438,500	472,600	524,600
	34	305,300	338,800	381,400	439,300	472,900	525,100
	35	305,600	339,200	382,100	440,100	473,300	525,600
	36	305,900	339,700	382,800	440,900	473,700	526,100
	37	306,200	340,200	383,600	441,700	474,000	526,600
	38	306,500	340,700	384,200	442,600	474,500	527,200
	39	306,800	341,200	384,800	443,400	475,100	527,500
	40	307,100	341,500	385,500	444,200	475,700	528,100

	41	307, 400	341, 800	386, 300	445, 000	476, 300	528, 600
	42	307, 600	342, 100	387, 000	445, 800	477, 000	
	43	307, 900	342, 400	387, 700	446, 400	477, 600	
	44	308, 200	342, 700	388, 300	446, 800	478, 200	
	45	308, 500	343, 000	389, 000	447, 000	478, 500	
	46	308, 700	343, 300	389, 800	447, 300	479, 100	
	47	309, 000	343, 600	390, 600	447, 600	479, 700	
	48	309, 300	343, 900	391, 300	447, 900	480, 300	
	49	309, 600	344, 200	392, 100	448, 200	480, 700	
	50	309, 900	344, 500	393, 000	448, 400	481, 000	
	51	310, 200	344, 800	393, 600	448, 700	481, 300	
	52	310, 400	345, 100	394, 200	449, 100	481, 500	
定 年 前	53	310, 600	345, 400	394, 700	449, 400	481, 700	
	54	310, 900	345, 700	395, 400	449, 900	481, 900	
	55	311, 200	346, 000	396, 100	450, 400	482, 200	
	56	311, 400	346, 200	396, 700	450, 900	482, 500	
再 任 用	57	311, 600	346, 400	397, 000	451, 500	482, 700	
	58	311, 900	346, 700	397, 300	452, 100	483, 000	
	59	312, 200	347, 000	397, 600	452, 600	483, 300	
	60	312, 400	347, 200	397, 900	453, 100	483, 500	
短 時 間	61	312, 600	347, 400	398, 100	453, 700	483, 700	
	62	312, 900	347, 700	398, 400	454, 200		
	63	313, 200	348, 000	398, 700	454, 700		
	64	313, 400	348, 200	399, 000	455, 200		
勤 務 職 員	65	313, 600	348, 400	399, 200	455, 700		
	66	313, 800	348, 700	399, 400	456, 300		
	67	314, 000	349, 000	399, 700	456, 800		
	68	314, 300	349, 200	400, 000	457, 400		
以 外 の 職 員	69	314, 600	349, 400	400, 300	457, 900		
	70			400, 500	458, 400		
	71			400, 800	459, 000		
	72			401, 100	459, 600		
	73			401, 400	459, 900		
	74			401, 800	460, 500		
	75			402, 200	461, 100		
	76			402, 600	461, 600		
	77			403, 000	462, 000		
	78			403, 400	462, 500		
	79			403, 900	463, 200		
	80			404, 400	463, 900		
	81			404, 800	464, 100		
	82			405, 200			
	83			405, 600			
	84			406, 000			
	85			406, 500			
	86			407, 000			
	87			407, 500			
	88			408, 000			

	89			408,300			
	90			408,700			
	91			409,000			
	92			409,400			
	93			409,900			
	94			410,200			
	95			410,700			
	96			411,100			
	97			411,700			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		254,500	287,400	320,400	366,500	397,800	449,500

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	287,000	366,700	422,500	492,100
	2	289,200	368,300	424,100	500,900
	3	291,300	370,000	425,400	509,500
	4	293,200	371,600	426,600	517,900
	5	295,000	373,100	427,800	526,300
	6	296,600	374,800	428,900	534,300
	7	298,100	376,400	430,000	541,800
	8	299,600	377,900	431,000	549,000
	9	301,400	379,400	432,100	555,900
	10	303,300	381,400	433,100	561,800
	11	305,100	383,400	434,200	566,400
	12	307,000	385,300	435,300	569,800
	13	309,000	387,200	436,300	573,200
	14	311,000	388,800	437,400	576,300
	15	313,000	390,500	438,500	579,200
	16	315,000	392,000	439,500	581,700
	17	317,000	393,400	440,500	583,800
	18	319,500	394,900	441,600	
	19	322,200	396,100	442,700	
	20	324,900	397,400	443,800	
	21	327,500	398,700	444,800	
	22	330,000	400,000	445,800	
	23	332,500	401,300	446,900	
	24	334,700	402,500	447,900	
	25	337,000	403,800	448,800	
	26	339,000	405,100	449,900	
	27	341,000	406,400	450,900	
	28	343,000	407,800	451,900	
	29	345,000	409,000	452,700	
	30	347,000	410,300	453,800	
	31	348,900	411,600	454,800	
	32	350,800	412,900	455,800	
	33	352,600	414,100	456,800	
	34	354,600	415,300	458,000	
	35	356,600	416,500	459,100	
	36	358,500	417,600	460,200	
	37	360,200	418,600	460,900	
	38	361,500	419,800	461,800	
	39	362,600	420,900	462,600	
	40	363,600	421,900	463,300	

	41	364, 100	422, 900	464, 000
	42	364, 500	424, 100	464, 900
	43	364, 900	425, 200	465, 700
	44	365, 200	426, 300	466, 400
	45	365, 700	427, 100	467, 100
	46	366, 200	428, 100	468, 000
	47	366, 700	429, 100	468, 900
	48	367, 000	430, 000	469, 800
	49	367, 300	431, 200	470, 700
	50	367, 700	432, 500	471, 600
	51	368, 000	433, 800	472, 600
	52	368, 300	435, 000	473, 500
定	53	368, 700	435, 800	474, 500
年	54	369, 000	436, 800	475, 500
前	55	369, 400	437, 800	476, 400
	56	369, 700	438, 700	477, 400
再	57	370, 100	439, 400	478, 300
任	58	370, 500	440, 100	479, 200
用	59	370, 800	440, 900	480, 100
	60	371, 200	441, 600	481, 100
短	61	371, 500	442, 300	481, 900
時	62	371, 800	443, 100	482, 300
間	63	372, 200	443, 900	482, 900
	64	372, 500	444, 500	483, 500
勤	65	372, 800	445, 100	484, 100
務	66	373, 200	445, 400	484, 800
	67	373, 500	445, 700	485, 100
職	68	373, 900	446, 000	485, 700
員	69	374, 300	446, 300	486, 100
	70	374, 600	446, 600	486, 400
以	71	374, 900	446, 800	486, 700
外	72	375, 300	447, 100	487, 000
の	73	375, 600	447, 300	487, 300
職	74	375, 900	447, 500	
	75	376, 200	447, 800	
員	76	376, 500	448, 100	
	77	376, 800	448, 300	
	78	377, 200	448, 500	
	79	377, 600	448, 800	
	80	378, 100	449, 100	
	81	378, 500	449, 300	
	82	379, 000	449, 500	
	83	379, 500	449, 800	
	84	380, 100	450, 100	
	85	380, 700	450, 300	
	86	381, 300	450, 600	
	87	381, 900	450, 900	
	88	382, 500	451, 100	

	89	382,900	451,300		
	90	383,300	451,600		
	91	383,600	451,900		
	92	384,000	452,100		
	93	384,400	452,300		
	94	384,800			
	95	385,200			
	96	385,600			
	97	386,200			
	98	386,700			
	99	387,100			
	100	387,600			
	101	388,000			
	102	388,500			
	103	388,800			
	104	389,100			
	105	389,600			
	106	390,000			
	107	390,500			
	108	391,000			
	109	391,400			
	110	391,900			
	111	392,300			
	112	392,700			
	113	393,100			
	114	393,500			
	115	393,900			
	116	394,300			
	117	394,700			
	118	395,100			
	119	395,500			
	120	395,900			
	121	396,200			
	122	396,600			
	123	397,000			
	124	397,300			
	125	397,700			
	126	398,200			
	127	398,700			
	128	399,100			
	129	399,500			
	特				1,036,000
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		323,900	335,700	360,100	453,400

備考 1 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の4級の特号給は、大学の学長のみに適用する。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	270,400	344,100	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	346,000	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	347,900	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	349,700	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	351,400	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	353,300	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	355,200	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	357,000	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	358,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	360,900	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	362,800	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	364,600	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	366,400	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	368,100	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	369,700	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	371,300	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	372,900	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	374,300	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	375,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	376,800	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	378,200	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	379,800	433,500	
	23	268,100	305,600	381,400	434,900	
	24	269,300	307,800	382,900	436,200	
	25	270,500	309,900	384,400	437,800	
	26	271,700	311,800	386,100	439,200	
	27	272,900	313,700	387,700	440,500	
	28	274,100	315,500	389,200	441,900	
	29	275,200	317,400	390,800	443,300	
	30	276,200	319,300	392,400	444,600	
	31	277,300	321,100	394,000	446,100	
	32	278,300	322,800	395,600	447,600	
	33	279,400	324,500	397,200	449,200	
	34	280,500	326,300	398,800	450,600	
	35	281,700	328,000	400,300	452,200	
	36	283,000	329,700	401,800	453,700	
	37	284,200	331,400	403,300	455,400	
	38	285,300	333,200	404,800	456,900	
	39	286,500	335,000	406,300	458,500	
	40	287,600	336,700	407,700	460,100	

	41	288,900	338,100	409,000	461,600
	42	289,900	340,000	410,500	463,100
	43	290,900	341,800	411,900	464,300
	44	291,800	343,500	413,300	465,500
	45	292,400	345,300	414,800	466,700
	46	293,200	347,200	416,400	468,000
	47	294,000	348,900	418,000	469,200
	48	294,800	350,700	419,400	470,400
	49	295,500	352,500	420,600	471,500
	50	296,300	354,300	422,000	472,700
	51	297,000	356,000	423,400	473,900
	52	297,800	357,700	424,700	475,100
定	53	298,600	359,400	425,900	476,300
年	54	299,400	360,800	427,100	477,500
前	55	300,100	362,200	428,400	478,700
	56	300,900	363,700	429,700	479,900
再	57	301,600	365,300	431,000	481,000
任	58	302,200	366,900	432,300	481,600
用	59	303,000	368,400	433,700	482,100
	60	303,800	370,000	434,900	482,600
短	61	304,500	371,600	436,100	483,100
時	62	305,100	373,200	437,500	
間	63	305,900	374,800	438,900	
	64	306,500	376,300	440,200	
勤	65	307,500	377,900	441,400	
	66	308,300	379,500	442,600	
務	67	309,000	381,100	443,900	
職	68	309,700	382,600	445,300	
員	69	310,400	384,100	446,600	
以	70	311,100	385,700	447,800	
	71	311,800	387,100	448,800	
外	72	312,500	388,600	450,000	
の	73	313,200	390,100	451,200	
職	74	313,900	391,700	452,300	
	75	314,600	393,300	453,500	
員	76	315,200	394,800	454,500	
	77	315,800	396,200	455,600	
	78	316,500	397,600	456,600	
	79	317,200	399,000	457,600	
	80	317,800	400,300	458,600	
	81	318,400	401,600	459,500	
	82	319,000	403,000	460,300	
	83	319,700	404,300	461,100	
	84	320,400	405,600	461,900	
	85	321,100	406,700	462,600	
	86	321,900	408,100	463,000	
	87	322,600	409,400	463,400	
	88	323,200	410,700	463,800	

89	323,900	411,900	464,200
90	324,700	413,200	464,500
91	325,400	414,300	464,800
92	326,200	415,500	465,000
93	326,700	416,700	465,300
94	327,400	417,800	465,600
95	328,100	419,000	465,900
96	328,800	420,200	466,100
97	329,400	421,600	466,300
98	330,000	422,600	466,600
99	330,800	423,600	466,900
100	331,500	424,600	467,100
101	332,300	425,500	467,300
102	333,100	426,500	467,600
103	334,000	427,600	467,900
104	334,800	428,700	468,100
105	335,400	429,400	468,300
106	336,200	430,300	
107	337,000	431,200	
108	337,800	432,100	
109	338,400	432,900	
110	338,800	433,700	
111	339,100	434,500	
112	339,600	435,300	
113	340,100	435,900	
114	340,500	436,600	
115	340,900	437,300	
116	341,300	438,000	
117	341,800	438,600	
118	342,300	439,100	
119	342,700	439,400	
120	343,200	439,700	
121	343,700	440,000	
122	344,100	440,300	
123	344,500	440,600	
124	345,000	440,800	
125	345,500	441,000	
126	345,800	441,300	
127	346,100	441,600	
128	346,400	441,800	
129	346,600	442,000	
130	346,900	442,300	
131	347,200	442,600	
132	347,400	442,800	
133	347,600	443,000	
134	347,800	443,300	
135	348,000	443,600	
136	348,300	443,800	

	137	348,600	444,000			
	138	348,800	444,300			
	139	349,100	444,600			
	140	349,400	444,800			
	141	349,600	445,000			
	142	349,800	445,300			
	143	350,100	445,600			
	144	350,300	445,800			
	145	350,600	446,000			
	146	350,800				
	147	351,100				
	148	351,400				
	149	351,600				
	150	351,800				
	151	352,100				
	152	352,400				
	153	352,600				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		268,200	313,100	345,700	376,600	471,600

- 備考 1 この表は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる職員の給料月額は、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。
- (1) 職務の級が3級である職員 11,500円
- (2) 職務の級が4級である職員 3,800円

教育職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	344,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	346,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,900	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,700	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,200	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,000	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	358,900	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	360,900	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	362,800	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	364,600	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,100	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,700	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,300	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,900	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	374,300	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	376,800	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	379,600	402,100	
	23	268,100	283,100	381,000	403,300	
	24	269,300	284,300	382,300	404,400	
	25	270,500	285,600	383,600	405,400	
	26	271,600	287,300	385,100	406,500	
	27	272,700	289,000	386,500	407,600	
	28	273,800	290,700	387,800	408,700	
	29	275,000	292,400	389,000	409,800	
	30	276,100	294,400	390,400	411,000	
	31	277,200	296,600	391,700	412,100	
	32	278,200	298,900	393,000	413,200	
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	
	34	280,300	303,300	395,400	415,300	
	35	281,300	305,600	396,500	416,500	
	36	282,400	307,800	397,700	417,700	
	37	283,600	309,900	398,900	418,800	
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	
	39	285,500	313,700	401,200	421,200	
	40	286,600	315,500	402,300	422,300	

	41	287,800	317,400	403,400	423,400
	42	288,900	319,300	404,500	424,700
	43	290,000	321,100	405,700	425,700
	44	291,100	322,800	406,800	426,800
	45	292,000	324,500	407,900	428,000
	46	292,800	326,300	409,100	429,200
	47	293,600	328,000	410,300	430,400
	48	294,400	329,700	411,400	431,600
	49	295,000	331,400	412,300	432,700
	50	295,800	333,200	413,500	433,700
	51	296,500	335,000	414,500	435,000
	52	297,200	336,700	415,600	436,200
定	53	298,000	338,100	416,400	437,400
年	54	298,800	340,000	417,500	438,500
前	55	299,400	341,800	418,500	439,600
	56	300,100	343,500	419,500	440,700
再	57	300,800	345,300	420,600	441,700
任	58	301,600	347,200	421,600	442,900
用	59	302,400	348,900	422,700	444,100
	60	303,000	350,700	423,800	445,300
短	61	303,600	352,500	424,800	445,900
時	62	304,300	354,300	425,900	446,700
間	63	305,000	356,000	427,000	447,400
	64	305,500	357,700	428,000	447,900
勤	65	306,200	359,400	428,900	448,200
	66	306,900	360,800	429,800	448,500
務	67	307,500	362,200	430,800	448,900
	68	308,100	363,700	431,800	449,300
職	69	308,800	365,300	432,600	449,600
員	70	309,500	366,800	433,400	450,000
以	71	310,100	368,300	434,100	450,300
	72	310,800	369,800	434,900	450,600
外	73	311,300	371,200	435,600	450,900
の	74	312,000	372,800	436,200	451,200
職	75	312,700	374,300	436,900	451,500
	76	313,200	375,700	437,600	451,800
員	77	313,800	377,100	438,200	452,000
	78	314,500	378,600	438,900	452,300
	79	315,100	380,100	439,400	452,600
	80	315,700	381,700	440,000	452,800
	81	316,200	383,000	440,400	453,000
	82	316,800	384,300	440,800	
	83	317,400	385,600	441,100	
	84	318,000	386,800	441,300	
	85	318,400	387,900	441,500	
	86	318,800	389,100	441,800	
	87	319,300	390,100	442,100	
	88	319,800	391,200	442,300	

89	320, 200	392, 200	442, 500
90	320, 600	393, 300	442, 800
91	321, 000	394, 400	443, 100
92	321, 400	395, 400	443, 300
93	321, 700	396, 500	443, 500
94	322, 100	397, 600	443, 800
95	322, 500	398, 600	444, 100
96	322, 800	399, 700	444, 300
97	323, 100	400, 700	444, 500
98	323, 500	401, 700	444, 800
99	323, 800	402, 600	445, 100
100	324, 100	403, 500	445, 300
101	324, 500	404, 300	445, 500
102	324, 800	405, 300	445, 800
103	325, 100	406, 100	446, 100
104	325, 400	407, 000	446, 300
105	325, 600	407, 800	446, 500
106	325, 900	408, 700	
107	326, 200	409, 600	
108	326, 400	410, 500	
109	326, 600	411, 300	
110	326, 800	412, 300	
111	327, 100	413, 200	
112	327, 400	414, 100	
113	327, 600	414, 700	
114	327, 800	415, 600	
115	328, 000	416, 500	
116	328, 300	417, 400	
117	328, 600	418, 200	
118	328, 800	418, 900	
119	329, 100	419, 700	
120	329, 400	420, 500	
121	329, 600	421, 100	
122	329, 800	421, 800	
123	330, 000	422, 500	
124	330, 300	423, 100	
125	330, 600	423, 700	
126		424, 400	
127		424, 900	
128		425, 500	
129		426, 100	
130		426, 700	
131		427, 200	
132		427, 700	
133		428, 000	
134		428, 300	
135		428, 500	
136		428, 800	

	137		429,100			
	138		429,400			
	139		429,700			
	140		430,000			
	141		430,300			
	142		430,600			
	143		430,900			
	144		431,200			
	145		431,400			
	146		431,700			
	147		432,000			
	148		432,200			
	149		432,400			
	150		432,700			
	151		433,000			
	152		433,200			
	153		433,400			
	154		433,700			
	155		434,000			
	156		434,200			
	157		434,400			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		259,100	310,000	340,900	370,000	460,300

- 備考 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる職員の給料月額は、この表の額に当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。
- (1) 職務の級が3級である職員 11,500円
- (2) 職務の級が4級である職員 4,000円

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600
	15	230,700	288,100	375,000	421,700	
	16	232,500	290,300	376,000	423,200	
	17	234,200	292,500	377,300	424,700	
	18	236,000	294,800	378,500	426,300	
	19	237,800	297,200	379,700	427,900	
	20	239,600	299,600	380,900	429,600	
	21	241,500	301,900	382,100	430,800	
	22	243,300	304,100	383,300	432,200	
	23	245,000	306,200	384,400	433,600	
	24	246,700	308,300	385,400	434,900	
	25	248,400	310,400	386,500	436,200	
	26	250,500	312,300	387,500	437,500	
	27	252,400	314,200	388,400	439,000	
	28	254,300	316,100	389,400	440,500	
	29	256,200	318,000	390,300	441,700	
	30	257,400	319,500	391,000	442,900	
	31	258,500	321,100	391,800	444,500	
	32	259,600	322,600	392,500	446,000	
	33	261,000	324,100	393,100	447,300	
	34	262,300	325,600	393,800	448,700	
	35	263,700	327,100	394,500	450,100	
	36	265,100	328,600	395,300	451,500	
	37	266,500	330,000	396,000	452,900	
	38	268,000	331,000	396,700	454,300	
	39	269,500	331,900	397,500	455,700	
	40	271,100	332,700	398,200	457,100	

	41	272,500	333,400	399,000	458,200
	42	273,800	333,900	400,100	459,500
	43	275,200	334,400	401,300	460,900
	44	276,600	334,800	402,500	462,200
	45	278,100	335,200	403,200	463,000
	46	279,400	335,700	404,200	463,800
	47	280,700	336,200	405,000	464,700
	48	281,900	336,600	405,700	465,600
	49	283,100	337,000	406,400	466,400
	50	284,200	337,400	407,100	467,200
	51	285,300	337,800	407,700	467,800
	52	286,400	338,300	408,300	468,600
定	53	287,400	338,700	408,900	469,000
年	54	288,500	339,100	409,600	469,600
前	55	289,500	339,500	410,400	470,100
再	56	290,500	339,900	411,200	470,600
任	57	291,500	340,300	411,800	471,100
用	58	292,200	340,600	412,600	
短	59	292,700	341,000	413,300	
時	60	293,300	341,400	414,000	
間	61	293,900	341,800	414,600	
勤	62	294,500	342,300	415,300	
務	63	295,100	342,900	415,900	
職	64	295,700	343,400	416,600	
員	65	296,300	343,800	417,300	
以	66	296,800	344,400	417,900	
外	67	297,400	344,900	418,500	
の	68	297,900	345,500	419,200	
職	69	298,500	346,000	419,900	
員	70	299,200	346,500	420,400	
	71	299,800	346,900	421,000	
	72	300,400	347,500	421,600	
	73	301,100	348,000	422,100	
	74	301,700	348,500	422,700	
	75	302,300	349,100	423,300	
	76	303,000	349,800	423,800	
	77	303,700	350,400	424,300	
	78	304,400	350,800	424,800	
	79	305,100	351,500	425,300	
	80	305,600	352,200	426,000	
	81	306,200	352,800	426,400	
	82	306,900	353,500		
	83	307,600	354,100		
	84	308,200	354,700		
	85	308,700	355,200		
	86	309,400	355,700		
	87	310,100	356,100		
	88	310,700	356,400		

	89	311, 200	356, 700		
	90	311, 800	357, 200		
	91	312, 500	357, 500		
	92	313, 100	357, 900		
	93	313, 700	358, 200		
	94	314, 200	358, 500		
	95	314, 800	358, 900		
	96	315, 300	359, 300		
	97	315, 600	359, 800		
	98	316, 000	360, 300		
	99	316, 400	360, 800		
	100	316, 900	361, 300		
	101	317, 300	361, 800		
	102	317, 600	362, 300		
	103	317, 900	362, 700		
	104	318, 200	363, 200		
	105	318, 600	363, 600		
	106	318, 900	364, 000		
	107	319, 300	364, 500		
	108	319, 600	364, 900		
	109	319, 800	365, 400		
	110	320, 200	365, 800		
	111	320, 500	366, 200		
	112	320, 700	366, 600		
	113	321, 000	367, 100		
	114	321, 300	367, 500		
	115	321, 600	367, 900		
	116	321, 900	368, 300		
	117	322, 100	368, 800		
	118	322, 400	369, 200		
	119	322, 600	369, 600		
	120	322, 900	370, 000		
	121	323, 200	370, 400		
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		250, 200	296, 600	324, 600	371, 700
					435, 900

備考 この表は、試験所、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	41	422,300	495,100	553,000
	42	423,100	496,300	553,800
	43	423,800	497,300	554,600
	44	424,500	498,300	555,400
	45	425,300	499,100	556,300
	46	425,900	500,000	557,100
	47	426,500	500,900	557,900
	48	427,000	501,700	558,600
	49	427,500	502,400	559,400
	50	427,900	503,100	560,200
	51	428,400	503,800	560,900
	52	428,800	504,400	561,800
	53	429,200	505,000	562,700
	54	429,500	505,700	563,500
	55	429,800	506,300	564,400
	56	430,200	506,900	565,300
	57	430,500	507,200	566,100
	58	430,800	507,800	566,900
	59	431,100	508,400	567,700
	60	431,400	509,100	568,400
	61	431,800	509,500	569,200
	62	432,100	510,100	570,100
	63	432,400	510,800	571,000
	64	432,700	511,500	571,900
	65	433,000	511,900	572,700
	66		512,500	573,600
	67		513,100	574,500
	68		513,600	575,400
	69		514,100	576,200
	70		514,600	577,100
	71		515,100	578,000
	72		515,600	578,900
	73		516,000	579,700
	74		516,500	
	75		516,900	
	76		517,300	
	77		517,800	
	78		518,400	
	79		518,900	
	80		519,300	
	81		519,800	
	82		520,400	
	83		521,000	
	84		521,500	
	85		522,000	
定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料月額		基準 給料月額	基準 給料月額
	339,500		386,200	446,500
				528,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	435,800
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	436,100
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	436,400
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	436,600
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	436,800
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	437,100
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	437,400
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	437,600
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100	
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600	
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100	
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700	
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200	
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800	
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400	
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900	
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400	
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800	
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200	
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500	
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000	
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400	
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800	
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200	
	78	274,300	310,800	348,600	370,700		
	79	274,600	311,000	349,000	370,900		
	80	274,800	311,300	349,500	371,200		
	81	275,000	311,600	350,000	371,700		
	82	275,300	311,800	350,300	372,000		
	83	275,600	312,100	350,500	372,300		
	84	275,800	312,400	350,800	372,600		
	85	276,000	312,600	351,200	373,000		
	86		312,800	351,600	373,300		
	87		313,000	351,900	373,600		
	88		313,200	352,200	373,900		

	89		313,600	352,500	374,300			
	90		313,800	352,700	374,600			
	91		314,000	353,100	374,800			
	92		314,200	353,400	375,100			
	93		314,600	353,600	375,400			
	94		314,800	353,900	375,800			
	95		315,000	354,200	376,200			
	96		315,300	354,400	376,600			
	97		315,600	354,600	377,100			
	98		315,800	354,900	377,500			
	99		316,000	355,200	377,900			
	100		316,300	355,400	378,300			
	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800				
	103		317,000	356,200				
	104		317,300	356,400				
	105		317,600	356,600				
	106			356,900				
	107			357,300				
	108			357,700				
	109			357,900				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700	
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300	
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800	
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200	
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700	
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200	
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600	
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900	
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200	
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600	
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700		
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400		
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000		
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600		
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200		
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900		
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500		
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200		
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700		
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300		
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800		
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200		
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800		
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200		
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500		
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800		
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300		
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700		
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000		
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300		
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800		
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300		
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700		
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000		
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400		
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900		
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300		
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700		
	86	306,200	333,100	371,800	391,500	421,100		
	87	306,700	334,100	372,600	392,100	421,600		
	88	307,200	335,100	373,400	392,600	422,000		

89	307,600	336,000	374,000	392,900	422,400
90	308,100	337,000	374,600	393,400	422,800
91	308,600	338,000	375,200	393,700	423,300
92	309,100	339,000	375,800	394,000	423,700
93	309,600	339,800	376,200	394,600	424,100
94	309,900	340,500	376,600	395,100	
95	310,400	341,200	377,100	395,600	
96	310,900	341,800	377,500	396,100	
97	311,400	342,200	378,000	396,700	
98	311,900	342,500	378,400	397,200	
99	312,300	343,000	378,900	397,700	
100	312,700	343,600	379,300	398,100	
101	313,100	344,000	379,600	398,700	
102	313,500	344,500	380,100	399,200	
103	313,900	345,100	380,400	399,700	
104	314,200	345,600	380,700	400,200	
105	314,500	346,000	381,100	400,800	
106	314,900	346,500	381,600	401,200	
107	315,300	347,000	382,100	401,700	
108	315,600	347,500	382,600	402,200	
109	315,800	347,900	383,100	402,800	
110	316,100	348,200	383,600		
111	316,300	348,500	384,100		
112	316,600	348,800	384,500		
113	316,900	349,100	384,900		
114	317,100	349,500	385,300		
115	317,400	349,800	385,800		
116	317,600	350,100	386,300		
117	317,900	350,300	386,700		
118	318,100	350,600	387,200		
119	318,400	350,900	387,700		
120	318,700	351,100	388,200		
121	319,000	351,300	388,500		
122	319,300	351,600			
123	319,600	351,900			
124	319,900	352,200			
125	320,100	352,400			
126	320,300	352,700			
127	320,600	353,000			
128	321,000	353,200			
129	321,200	353,400			
130	321,500	353,600			
131	321,800	353,900			
132	322,200	354,100			
133	322,400	354,400			
134	322,700	354,800			
135	323,000	355,200			
136	323,300	355,600			

	137	323,500	355,900					
	138	323,800	356,300					
	139	324,100	356,700					
	140	324,400	357,100					
	141	324,600	357,400					
	142	324,900	357,800					
	143	325,300	358,100					
	144	325,600	358,500					
	145	325,800	358,800					
	146	326,000	359,200					
	147	326,300	359,600					
	148	326,600	360,000					
	149	326,800	360,300					
	150	327,000	360,700					
	151	327,300	361,100					
	152	327,600	361,500					
	153	328,000	361,800					
	154	328,200						
	155	328,400						
	156	328,700						
	157	329,000						
	158	329,300						
	159	329,600						
	160	329,900						
	161	330,300						
	162	330,600						
	163	330,900						
	164	331,200						
	165	331,600						
	166	331,900						
	167	332,200						
	168	332,500						
	169	332,900						
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福祉職給料表

職 員 の 分 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	222,800	278,000	310,200	337,000	379,500
	2	224,500	279,400	311,100	338,700	381,200
	3	226,100	280,700	311,900	340,300	382,800
	4	227,800	282,000	312,900	341,800	384,400
	5	229,300	283,400	313,800	343,200	386,000
	6	230,900	284,400	314,700	344,600	387,800
	7	232,500	285,400	315,600	345,900	389,300
	8	234,100	286,400	316,400	347,300	390,900
	9	235,700	287,300	317,200	348,700	392,200
	10	237,500	288,200	318,200	350,300	393,800
	11	239,300	289,200	319,400	351,800	395,400
	12	240,300	290,100	320,500	353,300	396,900
	13	241,200	291,200	321,700	354,800	398,800
	14	242,300	292,100	322,800	356,300	400,700
	15	243,500	293,000	324,000	357,900	402,600
	16	244,500	293,800	325,000	359,500	404,400
	17	245,500	294,300	326,100	361,000	405,900
	18	246,500	295,000	327,200	362,700	407,700
	19	247,400	295,800	328,300	364,200	409,400
	20	248,300	296,500	329,300	365,700	411,000
	21	249,300	297,400	330,300	367,200	412,700
	22	250,700	298,300	331,400	368,800	414,100
	23	252,000	299,200	332,400	370,300	415,500
	24	253,300	300,100	333,400	371,900	416,900
	25	254,600	301,100	334,400	373,400	418,300
	26	255,900	302,000	335,300	375,000	419,500
	27	257,200	302,800	336,300	376,500	420,700
	28	258,400	303,700	337,400	377,900	421,700
	29	259,500	304,600	338,500	379,100	422,800
	30	260,400	305,400	339,500	380,600	424,000
	31	261,200	306,300	340,600	382,000	425,100
	32	262,000	307,100	341,700	383,500	426,200
	33	262,900	308,100	342,800	384,800	426,900
	34	263,700	309,100	343,900	386,300	427,600
	35	264,500	310,100	345,000	387,800	428,200
	36	265,300	311,000	346,000	389,300	428,900
	37	266,000	311,900	347,100	390,700	429,500
	38	266,600	312,800	348,100	392,100	430,100
	39	267,300	313,800	349,000	393,400	430,600
	40	268,000	314,700	350,000	394,800	431,000

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	41	268,800	315,600	351,000	395,800	431,400
	42	269,400	316,500	351,900	396,900	431,600
	43	270,000	317,500	352,700	397,800	431,900
	44	270,600	318,400	353,500	398,800	432,200
	45	271,000	319,300	354,100	399,500	432,500
	46	271,500	320,300	354,700	400,100	432,800
	47	272,000	321,200	355,300	400,700	433,100
	48	272,400	322,000	355,900	401,400	433,400
	49	272,800	322,900	356,500	402,200	433,600
	50	273,400	323,800	357,100	402,900	433,900
	51	273,900	324,700	357,600	403,700	434,100
	52	274,400	325,500	358,100	404,400	434,400
	53	274,800	326,500	358,700	405,200	434,600
	54	275,300	327,400	359,200	405,900	434,900
	55	275,700	328,400	359,700	406,600	435,200
	56	276,100	329,300	360,100	407,200	435,500
	57	276,600	330,200	360,500	407,500	435,700
	58	277,000	331,100	360,700	408,100	436,000
	59	277,400	332,000	361,100	408,700	436,300
	60	277,700	332,900	361,600	409,400	436,500
	61	278,100	333,800	361,900	409,800	436,700
	62	278,500	334,600	362,300	410,500	437,000
	63	278,800	335,400	362,700	411,100	437,300
	64	279,100	336,200	363,100	411,700	437,500
	65	279,500	336,900	363,500	412,100	437,700
	66	279,900	337,700	364,000	412,600	
	67	280,200	338,400	364,400	413,200	
	68	280,500	339,100	364,900	413,700	
	69	280,900	339,600	365,100	414,100	
	70	281,200	340,100	365,600	414,600	
	71	281,500	340,600	366,000	415,100	
	72	281,900	341,000	366,400	415,600	
	73	282,300	341,400	366,700	416,100	
	74	282,600	341,900	367,100	416,500	
	75	283,000	342,400	367,600	416,800	
	76	283,300	342,800	368,000	417,100	
	77	283,600	343,100	368,200	417,300	
	78	284,000	343,400	368,500	417,500	
	79	284,400	343,700	368,900	417,800	
	80	284,700	344,000	369,300	418,100	
	81	284,900	344,300	369,600	418,300	
	82	285,200	344,600	369,900	418,600	
	83	285,600	344,800	370,300	418,900	
	84	285,900	345,100	370,700	419,100	
	85	286,100	345,500	371,000	419,300	
	86	286,400	345,900	371,400		
	87	286,800	346,200	371,800		
	88	287,100	346,400	372,000		

89	287, 400	346, 900	372, 300		
90	287, 600	347, 300			
91	287, 900	347, 500			
92	288, 200	347, 800			
93	288, 500	348, 200			
94	288, 800	348, 600			
95	289, 200	348, 900			
96	289, 500	349, 200			
97	289, 700	349, 400			
98	290, 000	349, 700			
99	290, 300	350, 000			
100	290, 600	350, 300			
101	290, 900	350, 700			
102	291, 200	350, 900			
103	291, 500	351, 200			
104	291, 800	351, 600			
105	292, 000	352, 000			
106	292, 200	352, 300			
107	292, 500	352, 600			
108	292, 800	352, 900			
109	293, 100	353, 200			
110	293, 400	353, 600			
111	293, 700	353, 900			
112	293, 900	354, 100			
113	294, 200	354, 300			
114	294, 400	354, 600			
115	294, 700	354, 800			
116	295, 100	355, 100			
117	295, 400	355, 300			
118	295, 700				
119	296, 000				
120	296, 300				
121	296, 500				
122	296, 700				
123	297, 100				
124	297, 400				
125	297, 600				
126	297, 900				
127	298, 200				
128	298, 600				
129	298, 800				
130	299, 200				
131	299, 600				
132	299, 900				
133	300, 100				
134	300, 400				
135	300, 800				
136	301, 100				

	137	301,300				
	138	301,600				
	139	301,900				
	140	302,200				
	141	302,400				
	142	302,600				
	143	302,800				
	144	303,000				
	145	303,400				
	146	303,600				
	147	303,900				
	148	304,200				
	149	304,500				
	150	304,700				
	151	305,000				
	152	305,200				
	153	305,500				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		233,900	276,700	292,500	330,100	359,500

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第 2

第 7 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

別記第 3

第 5 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第 5 条第 2 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

資 料 編

目 次

1 職員給与関係資料	1
第 1 表 給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数	2
第 2 表 給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第 3 表 給料表別平均給与月額	3
第 4 表 職員別平均給与月額	4
第 5 表 扶養に関する調	5
その 1 職員別扶養手当支給状況	5
その 2 職員別扶養親族数	5
第 6 表 住居に関する調	6
その 1 職員別住居手当支給状況	6
その 2 職員別、住居手当額別人員及び構成比	6
第 7 表 通勤に関する調	7
その 1 職員別通勤手当支給状況	7
その 2 職員別、1 か月当たり通勤手当額別人員及び構成比	7
第 8 表 給料表別、級別、号給別人員分布	8
その 1 行政職給料表	8
その 2 公安職給料表	10
その 3 海事職給料表	12
その 4 教育職給料表(一)	14
その 5 教育職給料表(二)	17
その 6 教育職給料表(三)	20
その 7 研究職給料表	23
その 8 医療職給料表(一)	25
その 9 医療職給料表(二)	27
その 10 医療職給料表(三)	29
その 11 福祉職給料表	32
その 12 特定任期付職員給料表	34
その 13 第 2 号任期付研究員給料表	34
第 9 表 給料表別、年齢別人員分布	35
第 10 表 年齢別人員分布図(行政職)	36
第 11 表 手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員 1 人当たり平均受給月額	37
第 12 表 再任用職員及び職員の給与に関する条例付則第 25 項により給料月額が決定 される職員の適用給料表別、級別人員	39

その1	暫定再任用職員（常勤職員）	39
その2	暫定再任用職員（短時間）及び定年前再任用短時間勤務職員	39
その3	職員の給与に関する条例付則第25項により給料月額が決定される職員	40
2	民間給与関係資料	41
第13表	産業別、企業規模別調査事業所数	42
第14表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	42
第15表	企業規模別、職種別給与額等	43
その1	給与比較の対象職種	43
その2	給与比較の対象外職種	49
第16表	民間における住宅手当の支給状況	51
第17表	民間における国内異動に係る手当等の支給状況	51
その1	転居をした者に対する手当等の支給状況	51
その2	転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況	51
第18表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第19表	民間における定年制の状況	52
第20表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	52
第21表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	52
3	生計費関係資料	53
第22表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月、水戸市）	53
	（参考）技能労務職員関係資料	54
1	技能労務職員給与関係資料	54
第1表	給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数	54
第2表	給料表別、学歴別、性別人員構成比	54
第3表	給料表別平均給与月額	54
第4表	扶養に関する調	54
その1	扶養手当支給状況	54
その2	扶養親族数	54
第5表	住居に関する調	55
その1	住居手当支給状況	55

その2	住居手当額別人員及び構成比	55
第6表	通勤に関する調	55
その1	通勤手当支給状況	55
その2	1か月当たり通勤手当額別人員及び構成比	55
第7表	給料表別、級別、号給別人員分布	56
その1	現業職給料表(一)	56
その2	現業職給料表(二)	59
第8表	手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額	61
2	民間技能労務従業員給与関係資料	62
第9表	職種別給与額等	62
第10表	民間における特別給の支給状況	62
(参考)	人事院の報告及び勧告	63

1 職員給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和8年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与制度を検討する基礎資料を得るため、令和8年4月1日現在における職員の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象職員

調査日現在において、「職員の給与に関する条例」、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」及び「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の適用を受ける職員について調査した。ただし、次に掲げる職員は、調査の対象から除外した。

ア 調査日付で退職した職員

イ 休職中の職員

(専従休職中及び停職中の職員を含む。)

ウ 海外派遣職員

(「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」適用者)

エ 育児休業中の職員

オ 無給休暇中の職員

カ 大学院修学休業中の職員、自己啓発等休業中及び配偶者同行休業中の職員

キ 公益的法人等派遣職員

(「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」適用者)

ク 暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員

ケ 非常勤職員及び臨時的に任用されている職員

コ 職員の給与に関する条例付則第25項により給料月額が決定される職員

※ 第12表においては、上記ク及びコの職員を調査対象とした。

(3) 集計

電子計算システムに導入されている職員の給与資料により行った。

(参考) 次ページ第1表から第12表までに記載されている各給料表の適用範囲は、以下のとおりである。

給料表	主な適用範囲
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用
公安職給料表	警察官である職員に適用
海事職給料表	船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等の職員に適用
教育職給料表 (一)	大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教等の職員に適用
教育職給料表 (二)	高等学校及び特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習助手等の職員に適用
教育職給料表 (三)	小学校及び中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭等の職員に適用
研究職給料表	試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用
医療職給料表 (一)	病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用
医療職給料表 (二)	病院、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等の職員に適用
医療職給料表 (三)	病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等の職員に適用
福祉職給料表	児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員に適用
特定任期付職員給料表	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用
第2号任期付研究員給料表	先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用

第1表 給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

給 料 表	職 員 数	平 均 年 齢	平均経験年数
全 給 料 表	30,310 人	40.7 歳	17.9 年
行 政 職 給 料 表	5,930	40.9	19.0
公 安 職 給 料 表	4,737	38.5	16.8
海 事 職 給 料 表	21	48.3	27.3
教 育 職 給 料 表 (一)	105	50.0	26.1
教 育 職 給 料 表 (二)	5,723	43.0	19.5
教 育 職 給 料 表 (三)	13,004	40.3	17.1
研 究 職 給 料 表	246	40.3	17.3
医 療 職 給 料 表 (一)	28	41.4	18.0
医 療 職 給 料 表 (二)	250	41.2	17.6
医 療 職 給 料 表 (三)	201	40.5	17.7
福 祉 職 給 料 表	46	40.5	17.6
特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	16	59.6	-
第2号任期付研究員給料表	3	36.1	-

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

給 料 表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男 性	女 性
全 給 料 表	83.0 %	4.9 %	12.2 %	0.0 %	55.4 %	44.6 %
行 政 職 給 料 表	57.9	10.4	31.6	0.0	60.3	39.7
公 安 職 給 料 表	60.3	3.4	36.2	-	87.0	13.0
海 事 職 給 料 表	4.8	19.0	76.2	-	100.0	-
教 育 職 給 料 表 (一)	84.8	15.2	-	-	51.4	48.6
教 育 職 給 料 表 (二)	96.3	2.5	1.2	-	54.1	45.9
教 育 職 給 料 表 (三)	96.9	3.1	0.0	-	43.0	57.0
研 究 職 給 料 表	95.9	0.8	3.3	-	67.1	32.9
医 療 職 給 料 表 (一)	100.0	-	-	-	57.1	42.9
医 療 職 給 料 表 (二)	94.0	6.0	-	-	44.4	55.6
医 療 職 給 料 表 (三)	46.3	53.2	0.5	-	6.0	94.0
福 祉 職 給 料 表	78.3	19.6	2.2	-	63.0	37.0
特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	93.8	-	6.3	-	75.0	25.0
第2号任期付研究員給料表	100.0	-	-	-	66.7	33.3

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第3表 給料表別平均給与月額

給 料 表	給 料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全 給 料 表	円 373,576	円 25,621	円 5,019	円 8,440	円 6,108	円 387	円 419,151
行 政 職 給 料 表	343,820	25,799	8,546	8,019	6,444	137	392,765
公 安 職 給 料 表	362,560	25,953	2,389	13,548	5,521	735	410,706
海 事 職 給 料 表	413,024	25,924	0	19,048	3,619	0	461,615
教育職給料表(一)	458,990	28,738	9,972	10,005	3,964	5,294	516,963
教育職給料表(二)	401,093	26,672	2,750	8,930	6,873	16	446,334
教育職給料表(三)	378,671	24,892	5,329	6,624	5,828	19	421,363
研 究 職 給 料 表	363,194	24,660	6,070	6,667	8,452	0	409,043
医療職給料表(一)	480,770	83,746	37,357	5,286	10,604	231,814	849,577
医療職給料表(二)	357,618	23,833	3,890	8,622	6,495	0	400,458
医療職給料表(三)	349,143	22,419	2,636	4,403	4,289	0	382,890
福 祉 職 給 料 表	358,165	24,863	0	12,304	6,143	0	401,475
特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	643,500	42,474	0	0	0	3,750	689,724
第2号任期付研究員 給 料 表	358,000	21,480	0	0	0	0	379,480

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。

2 その他には、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等を含む(第4表について同じ)。

第4表 職員別平均給与月額

職員の区分 区分		全職員	一般職員	うち行政職員	警察職員	教育職員
		円	円	円	円	円
令 8 ・ 4 ・ 1	給料	373,576	346,798	349,389	362,560	385,933
	地域手当	25,621	25,856	26,293	25,953	25,454
	管理職手当	5,019	8,117	8,993	2,389	4,571
	扶養手当	8,440	7,914	8,433	13,548	7,344
	住居手当	6,108	6,443	6,455	5,521	6,135
	その他	387	1,092	139	735	48
	計	419,151	396,220	399,702	410,706	429,485
令 7 ・ 4 ・ 1	給料	360,627	336,502	339,622	349,153	372,358
	地域手当	24,729	25,035	25,483	24,993	24,550
	管理職手当	4,991	7,713	8,601	2,394	4,664
	扶養手当	8,003	7,604	8,153	12,757	6,932
	住居手当	6,019	6,389	6,359	5,446	6,030
	その他	392	1,121	133	735	38
	計	404,761	384,364	388,351	395,478	414,572

(注) 職員別の区分は、次による（第5表、第6表及び第7表について同じ）。

- 1 一般職員：警察職員及び教育職員以外の職員
- 2 行政職員：行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員
- 3 警察職員：公安職給料表の適用を受ける職員
- 4 教育職員：教育職給料表（一）～（三）の適用を受ける職員

第5表 扶養に関する調

その1 職員別扶養手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
	人	人	人	円	円
全職員	10,060	20,250	30,310	8,440	25,430
一般職員	2,119	4,622	6,741	7,914	25,176
警察職員	2,405	2,332	4,737	13,548	26,686
教育職員	5,536	13,296	18,832	7,344	24,981

その2 職員別扶養親族数

区分 職員の区分	子	父母等	計	平均扶養親族数	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
	人	人	人	人	人
全職員	17,545	443	17,988	0.6	1.8
一般職員	3,563	124	3,687	0.5	1.7
警察職員	4,531	35	4,566	1.0	1.9
教育職員	9,451	284	9,735	0.5	1.8

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第6表 住居に関する調

その1 職員別住居手当支給状況

職員の区分 区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	7,271 ^人	23,039 ^人	30,310 ^人	6,108 ^円	25,460 ^円
一般職員	1,722	5,019	6,741	6,443	25,221
警察職員	1,036	3,701	4,737	5,521	25,244
教育職員	4,513	14,319	18,832	6,135	25,601

その2 職員別、住居手当額別人員及び構成比

職員の区分 住居手当額		11,000円以下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円	計
人	全職員	25 ^人	4,058 ^人	3,188 ^人	7,271 ^人
	一般職員	12	975	735	1,722
	警察職員	2	625	409	1,036
	教育職員	11	2,458	2,044	4,513
構成比	全職員	0.3%	55.8%	43.8%	100.0%
	一般職員	0.7	56.6	42.7	100.0
	警察職員	0.2	60.3	39.5	100.0
	教育職員	0.2	54.5	45.3	100.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

第7表 通勤に関する調

その1 職員別通勤手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	27,927人	2,383人	30,310人	11,405円	12,378円
一般職員	5,885	856	6,741	14,407	16,502
警察職員	3,933	804	4,737	12,022	14,480
教育職員	18,109	723	18,832	10,175	10,581

その2 職員別、1か月当たり通勤手当額別人員及び構成比

職員の区分 通勤手当額	全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
10,000円以下	15,706人	56.2%	2,696人	45.8%	1,813人	46.1%	11,197人	61.8%
10,001円以上 20,000円以下	8,419	30.1	1,685	28.6	1,313	33.4	5,421	29.9
20,001円以上 30,000円以下	2,285	8.2	750	12.7	483	12.3	1,052	5.8
30,001円以上 40,000円以下	554	2.0	244	4.1	132	3.4	178	1.0
40,001円以上 50,000円以下	357	1.3	177	3.0	72	1.8	108	0.6
50,001円以上 60,000円以下	291	1.0	160	2.7	60	1.5	71	0.4
60,001円以上 70,000円以下	138	0.5	77	1.3	31	0.8	30	0.2
70,001円以上 80,000円以下	45	0.2	21	0.4	11	0.3	13	0.1
80,001円以上 90,000円以下	40	0.1	26	0.4	5	0.1	9	0.0
90,001円以上 100,000円以下	37	0.1	21	0.4	5	0.1	11	0.1
100,001円以上 110,000円以下	31	0.1	15	0.3	6	0.2	10	0.1
110,001円以上 120,000円以下	14	0.1	10	0.2	1	0.0	3	0.0
120,001円以上 130,000円以下	7	0.0	2	0.0	1	0.0	4	0.0
130,001円以上 140,000円以下	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
140,001円以上 150,000円以下	3	0.0	1	0.0	0	0.0	2	0.0
計	27,927	100.0	5,885	100.0	3,933	100.0	18,109	100.0

(注) 1 手当額は、すべての通勤方法に対して支給する通勤手当の総額である。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

第8表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	特7級	8級	9級
1 号給	人	人	1 人	人	人	人	188 人	100 人	37 人	12 人
2							57	26	11	9
3							18	26	4	2
4								11		
5						1				
6		2	2				9			
7		4	6				14			
8		2	3				47			
9	56	131	10							
10		13	5	1						
11		12	69							
12		7	14	1						
13	39	124	11	4		1				
14		25	8	2						
15	2	18	64	1						
16		13	19	3						
17	53	106	25	5		1				
18	4	24	10	5	1					
19	3	19	54	7	1					
20		9	31	5						
21	56	88	17	13						
22	3	18	10	7	1					
23	2	19	59	10	2	1				
24	1	7	28	6		1				
25	47	77	37	16		2				
26		22	13	11	3	3				
27	3	17	59	9	2	1				
28	2	6	17	7	4	2				
29	160	9	29	25	1	6				
30	8	2	15	14	2	2				
31	4	7	36	15	2	2				
32	2	4	13	16	1	1				
33	150	14	37	31	3	2				
34	6	5	17	12	3	3				
35	1	2	29	16	1	7				
36	2	5	19	7	6	5				
37	174	19	37	21	10	9				
38	8	3	17	9	9	13				
39	12	1	27	24	3	49				
40	4	3	11	7	3	37				
41	4	5	25	12	5	29				
42		1	14	20	6	37				
43		2	28	18	13	77				
44		3	13	20	8	22				
45	3	2	18	20	4	21				
46		3	11	16	3	38				
47	1	1	15	12	5	66				
48	1	1	6	8	4	22				
49	1	1	5	22	11	13				
50			6	14	7	23				
51		1	6	13	10	48				
52			2	9	7	14				
53	6		10	14	1	7				
54	1		4	12	8	19				
55		1	7	9	5	23				
56	1		7	9	10	12				
57	1		4	16	7	11				
58			5	11	7	7				
59	2	2	11	7	8	24				
60			6	13	7	11				
61			6	14	10	12				
62			4	19	9	12				
63			12	11	9	13				
64			1	12	8	10				
65	1		3	12	7	8				
66			1	14	11	18				
67	1		5	9	23	22				
68			2	16	12	6				
69			5	15	4	12				
70			4	8	10	15				
71			5	9	16	13				
72			5	15	3	6				
73			4	6	9	110				

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	特7級	8級	9級
74 号給	人	人	2 人	16 人	14 人	人	人	人	人	人
75			4	17	52					
76			1	8	19					
77			3	16	7					
78			4	13	12					
79			3	11	15					
80	1		1	6	8					
81	1		1	8	7					
82	1		2	10	6					
83			6	6	14					
84			2	5	1					
85			2	7	17					
86			1	4						
87				6						
88			2	5						
89			1	7						
90				9						
91		1	3	5						
92			2	10						
93	7		2	110						
94										
95			1							
96			6							
97			1							
98										
99			2							
100			1							
101			3							
102			2							
103			1							
104			1							
105			1							
106			3							
107			1							
108			5							
109			18							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	835	861	1,206	1,024	497	936	333	163	52	23
							職員総数		5,930 人	

その2 公安職給料表（警察官である職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5						1			13
6									4
7									7
8									3
9	42					1			
10									
11	3	4		3	4				
12	1			1	1				
13	32	28	2	10	4				
14	1	1							
15	8	10		11	6				
16	2	3		1	4				
17	33	36	5	29	8				
18	4	2	1	3	1				
19	11	16	4	18	10				
20	1	2	1	1	4		1		
21		57	12	28	12				
22		6		5	4				
23		21	13	26	13				
24	1	7	2	5	2	1	2		
25	48	91	43	38	10	2	1		
26		9	3	7	3	1	1		
27	3	28	26	25	16		2		
28		7	2	8	5				
29	2	56	66	34	11	3		1	
30	3	14	6	9	9		3		
31	1	21	47	33	22	1	2		
32	1	12	10	11	5	1		1	
33	2	58	37	28	1	3	2	2	
34		5	10	10	8	3	3	7	
35		19	41	34	21	2	5	4	
36		7	7	11	13		2		
37	3	20	52	32	6	2	5	2	
38		3	7	11	10		3	2	
39		5	32	20	10	2	3	3	
40		3	8	8	16	2	2	1	
41	2	12	31	39	18		1		
42		1	5	12	18	1	6	3	
43		6	15	32	13		3	3	
44		2	6	15	11	1	3	5	
45	2	4	26	34	15		4	62	
46		2	14	7	18	4	6		
47		7	19	31	18	2	7		
48		1	12	13	10		7		
49	1	1	11	31	20	1	5		
50			7	12	16	2	6		
51		2	18	25	8		4		
52			12	10	27	2	4		
53	2	2	13	38	10	1	3		
54			6	10	19	1	9		
55			9	23	11	4	3		
56			5	12	26	3	10		
57	1		24	25	14	1	2		
58			7	17	28		11		
59			12	19	16	2	7		
60			4	20	22	1	6		
61			14	31	13		5		
62			5	16	16	1	7		
63			11	21	21	1	2		
64			6	14	21		6		
65			6	27	27	1	4		
66			5	14	20	1	7		
67			12	21	28		3		
68			5	17	16		5		
69			7	18	16		4		
70			4	19	17	1	9		
71			8	12	17		2		
72			3	17	30	1	1		
73			4	12	8		72		
74			4	16	17	1			

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
75 号給	人	人	3 人	13 人	10 人	人	人	人	人
76			4	23	13				
77	1		2	20	13	1			
78				15	14	1			
79				17	11				
80				17	16	1			
81				13	4				
82				22	7	1			
83				12	5	1			
84				11	12	1			
85				11	6	9			
86				13	13				
87				10	4				
88				13	15				
89				13	8				
90				13	11				
91				6	2				
92				6	12				
93				5	121				
94			1	2					
95				7					
96				8					
97				8					
98				8					
99				4					
100				4					
101				6					
102				7					
103				4					
104				9					
105				3					
106				4					
107				1					
108			1	12					
109				3					
110				6					
111				4					
112				7					
113				3					
114				7					
115				3					
116				4					
117				4					
118				6					
119									
120				3					
121				15					
122			1						
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138			1						
139									
140									
141									
計	211	585	799	1,547	1,131	76	270	91	27
職員総数							4,737 人		

その3 海事職給料表（船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等の職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1 号給	人	人	1 人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						1
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33				1		
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40				1		1
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47				1		
48						
49				1		
50						
51				1		
52			1			
53						
54						
55						
56						
57			1			
58						
59						
60						

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
61 号給	人	人	1 人	人	人	人
62						
63			2			
64			1			
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75			1			
76						
77				1		
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91			1			
92			1			
93						
94						
95			1			
96						
97			1			
計	0	0	12	7	0	2
職員総数					21 人	

その4 教育職給料表（一）（大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教等の職員に適用）

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	1 人
2				
3				1
4				4
5				3
6				2
7				1
8				
9			1	7
10				2
11				4
12			1	4
13		1		5
14				1
15				2
16				
17				
18				
19				
20				
21			1	
22				
23				
24				
25			1	
26				
27				
28			1	
29				
30		1	1	
31				
32				
33	1			
34		1		
35		1	1	
36				
37				
38				
39			1	
40			1	
41	2	1	1	
42				
43				
44				
45				
46				
47			1	
48				
49	3		1	
50			1	
51				
52				
53	1			
54				
55			1	
56	2			
57	2		1	
58				
59				
60				

	1級	2級	3級	4級
61 号給	2 人	人	人	人
62				
63				
64				
65		1	1	
66				
67			1	
68				
69	2		2	
70				
71		1		
72	1	1		
73	2		5	
74	1			
75				
76		1		
77				
78	1			
79	2			
80				
81	1	1		
82				
83				
84		1		
85	1	1		
86		1		
87				
88				
89		1		
90	1			
91				
92				
93		1		
94				
95				
96				
97	1			
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110	1			
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				

	1級	2級	3級	4級
121 号給	人	人	人	人
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特				1
計	28	15	24	38
			職員総数	105 人

その5 教育職給料表（二）

高等学校及び特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、実習助手等の職員に適用

	1級	2級	特2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		73			
6					1
7		1			
8					
9		80			
10					11
11		12			2
12		2			17
13		74			1
14		1			9
15		18			6
16		4			30
17		108			2
18		1			5
19		16			5
20		5			9
21		110			9
22	1	2			
23		16			
24		7			
25		96			
26		3			
27		21			
28	1	13			
29	5	87			
30		8			
31		29			
32	1	14	1		
33	1	93			
34		7			
35		30			
36		9			
37	1	101			
38	1	7			
39	1	31		1	
40		12		2	
41	1	91		1	
42	1	11		1	
43		32			
44		16		1	
45	1	78		2	
46		18		6	
47		37		5	
48		22		3	
49	2	84		17	
50		15		12	
51	1	45	2	7	
52	2	20		6	
53	1	75		10	
54	1	14		11	
55	1	35		7	
56		19		16	
57	1	80		15	
58		14		7	
59	2	38		4	
60	1	24		18	

	1級	2級	特2級	3級	4級
61 号給	2 人	74 人	人	38 人	人
62		21			
63		44	1		
64	1	18	1		
65	2	52			
66	3	22	2		
67		35			
68	1	26			
69	1	61			
70		21	1		
71	3	51			
72	1	17			
73	2	54			
74		18			
75	3	58	2		
76	1	21			
77	4	50	1		
78	4	18			
79		68			
80		26			
81		56			
82	1	19	1		
83	1	64			
84	3	25	1		
85	5	59	2		
86	3	23			
87	1	45			
88	2	19	1		
89	4	40			
90	2	32	2		
91	2	43			
92	1	18			
93	2	30			
94	1	26			
95	1	33			
96	1	21			
97	3	26			
98	2	33	1		
99	1	28			
100	1	38			
101	4	28			
102	2	28			
103	3	23			
104	1	24			
105	2	20			
106	1	28			
107	3	25			
108	3	31			
109	1	16			
110	2	39			
111		18			
112	1	29			
113	3	17			
114	2	27			
115	3	19			
116		18			
117	2	23			
118	1	35			
119	1	18			
120	1	30			

	1級	2級	特2級	3級	4級
121 号給	2 人	19 人	人	人	人
122		56			
123	2	24			
124	2	46			
125	1	23			
126	3	35			
127	2	22			
128	3	39			
129		15			
130	1	7			
131	2	12			
132		35			
133	3	16			
134	3	40			
135	1	19			
136	1	44			
137	3	27			
138	1	31			
139		25			
140	1	45			
141	4	39			
142	1	23			
143	1	23			
144	1	70			
145	3	662			
146	3				
147					
148	1				
149	1				
150					
151	3				
152					
153	45				
計	222	5, 185	19	190	107
				職員総数	5, 723 人

その6 教育職給料表（三）

小学校及び中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭等の職員に適用

	1級	2級	特2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					1
6					55
7					68
8					136
9					21
10					27
11		1			10
12					146
13					9
14					16
15		1			5
16					65
17		375			9
18		2			6
19		11			8
20		4			17
21		417	1		41
22		2			
23	1	16			
24		8			
25	17	386			
26		1			
27		36			
28	2	21	1		
29	25	386			
30	1	4			
31	1	42	2		
32	3	20			
33	17	374	1		
34		13		1	
35	2	51		1	
36	6	19			
37	14	318			
38	3	10			
39	1	41			
40	2	35	1		
41	8	314	2		
42	1	14	1	1	
43		49		1	
44		41	1		
45	8	303		1	
46	1	16	1	1	
47	4	61	2		
48		44	2	1	
49	3	235		3	
50	1	29	1	2	
51	4	62		1	
52	1	51	1		
53	6	231		1	
54	1	38		3	
55		66	1	4	
56		49	2	3	
57	1	227		5	
58	1	27		9	
59	1	65	1	9	
60	3	40		2	

	1級	2級	特2級	3級	4級
61 号給	3 人	223 人	1 人	4 人	人
62	2	39		5	
63	1	80		8	
64	1	53	1	11	
65	4	205		9	
66	3	37		41	
67	2	75		17	
68	2	50		85	
69	3	133		16	
70	1	91	1	46	
71	3	73		15	
72	3	58	1	68	
73	3	117		38	
74	3	69		21	
75	3	114	2	12	
76	4	71		61	
77	5	79		15	
78	2	81	5	3	
79	4	98		5	
80	3	83		64	
81	7	83		161	
82	1	69			
83	1	89	1		
84	2	79			
85	5	79	1		
86	3	68	1		
87	6	91	3		
88	6	59	2		
89	3	81	2		
90	1	70	1		
91	2	91			
92	1	59	1		
93	1	70	2		
94	1	84	2		
95	3	78			
96		68	3		
97	4	71	1		
98	4	60			
99		90	1		
100	2	73	1		
101	3	54			
102	1	54	2		
103	3	60			
104	2	47			
105	6	68	3		
106	2	53			
107	3	56			
108	2	43			
109	5	39			
110	1	40			
111	5	46			
112	2	71			
113	4	34			
114	2	35			
115	1	38			
116		31			
117	4	35			
118	1	33			
119	1	31			
120	1	47			

	1級	2級	特2級	3級	4級
121 号給	1 人	31 人	人	人	人
122		27			
123	5	46			
124	2	40			
125	157	32			
126		26			
127		34			
128		42			
129		41			
130		32			
131		36			
132		49			
133		28			
134		32			
135		40			
136		41			
137		30			
138		26			
139		28			
140		28			
141		23			
142		43			
143		21			
144		10			
145		17			
146		21			
147		23			
148		34			
149		24			
150		31			
151		30			
152		39			
153		52			
154		60			
155		37			
156		38			
157		1,085			
計	462	11,089	59	754	640
				職員総数	13,004 人

その7 研究職給料表

試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は
調査研究の業務に従事する職員に適用

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		3			1
6					1
7					1
8		1			
9		2			
10					
11					
12					
13		4			
14					
15					
16					
17		6			
18		1			
19					
20		1			
21		8	1		
22					
23			1		
24			3		
25		6	3		
26		1	5		
27		1	1		
28			2		
29		6			
30		2	3	1	
31		1	4	4	
32			2	1	
33		4	1		
34		2	1	1	
35		2	1	2	
36			2	2	
37		3			
38		1	1	1	
39		5	1	1	
40		2			
41		3	1	1	
42			1		
43			1	3	
44		5	1	3	
45			4		
46		3	2		
47		3		1	
48		1	1		
49		2	3	1	
50			1	1	
51		3	1	2	
52		1	3		
53		1	1		
54		3	2		
55		4		2	
56		4	2		
57		1		3	
58		3			
59					
60		1	1		

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	1 人	1 人	人	人
62		2	2		
63		4	1		
64			2		
65		1			
66			1		
67		2	1		
68		1			
69			1		
70		1			
71					
72		1	1		
73		1	1		
74			3		
75		2	1		
76					
77					
78					
79		2			
80			1		
81			21		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114		1			
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	119	94	30	3
				職員総数	246 人

その8 医療職給料表（一）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	1 人	人	1 人
2				
3				
4				
5		4		1
6				
7		2		
8				7
9	2	1		
10				1
11				
12				
13	3	2		
14				
15		1		
16				
17	1			
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37			1	
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	人	人	人
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	6	11	1	10
			職員総数	28 人

その9 医療職給料表（二）

病院、保健所等に勤務する薬剤師、
獣医師、栄養士等の職員に適用

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		3	4				
6							
7		1	1				
8			1				
9		3	2				
10							
11							
12							
13		2				2	5
14			1				
15			1				
16			1				1
17		8	1				5
18							1
19		2	1	1			
20			2		1		
21		6	3				1
22			1				1
23			5				
24			2				
25		2	3		1		
26		1			1		1
27			2			1	
28		1	1			2	
29			1		1	3	
30			1		1	1	
31			4		1	1	
32						1	
33		2	1				
34			1		1		
35			3		2	1	
36					3		
37			3			1	
38			1			1	
39			2		1	1	
40			1	1	2		
41			3		1	2	
42			3	1		2	
43			1			1	
44			1		1		
45			2	2	3	1	
46			1		1	2	
47			1	2	2		
48			1	1		3	
49			1	1	1	1	
50			6	3	1		
51			1		1	1	
52			3			2	
53			1				
54				1	1		
55			1				
56				2	1	1	
57				2		1	
58			1		1		
59			3		1	1	
60				2	1	1	

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61 号給	人	人	人	人	人	8 人	人
62			1				
63				1			
64							
65							
66					2		
67			1	2	1		
68				2			
69				1			
70				2	1		
71							
72				2			
73							
74				2			
75							
76				1			
77					3		
78			1				
79	1						
80							
81							
82							
83				1			
84							
85							
86				2			
87							
88							
89				2			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98				1			
99							
100							
101				2			
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	1	31	83	40	38	42	15
職員総数						250 人	

その10 医療職給料表（三）

病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、
看護師、准看護師等の職員に適用

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5			1				
6			1				
7			5				
8			2				
9							
10							
11			1				
12			3				
13		1	1				1
14							
15		6	3				
16							
17		4					
18							
19		8					
20							
21		3					
22		1	2				
23		13	2				
24							
25			2				
26		1				1	
27		2	1				
28		1					
29		1	1				
30			1				
31		4	1				
32			1	1			
33			1				
34			1		1		
35		2				4	
36						2	
37			2			1	
38			1	1			
39						1	
40			1			1	
41		1					
42					1		
43			1	4			
44			1	1	1	1	
45			2				
46			1				
47			2				
48							
49				1	2		
50						1	
51							
52			1		1	1	
53		1		1	1		
54			1		1	1	
55			2	1		1	
56			1				
57			1			3	
58			1				
59							
60				1			

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61 号給	人	人	人	人	1 人	人	人
62							
63				4	2		
64							
65				2			
66				1			
67							
68			1	2	1		
69		1			1		
70				2			
71							
72				1	1		
73				1			
74				1			
75			1	1	2		
76				2			
77				1			
78				3	1		
79							
80				1			
81				1			
82					1		
83			2	1			
84				2	2		
85							
86							
87				1			
88				1			
89		1	1	1			
90				2			
91			1				
92				4			
93				1	2		
94				2			
95							
96				1			
97				1			
98							
99				1			
100				1			
101			1				
102				1			
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109				1			
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	51	55	55	21	18	1
職員総数						201 人	

その11 福祉職給料表

児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、
保育等の業務に従事する職員に適用

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		1			
10					
11					
12					
13		2			
14					
15					
16					
17		3			
18					
19		1			
20					
21					
22					
23					
24					
25	2	1			
26					
27					
28					
29					
30					
31		1			
32					
33	4				
34					
35					
36					
37		2			1
38					
39		2			2
40			1		
41				1	
42			1		
43					
44					
45					
46		1			2
47				1	
48					
49				1	
50		1			1
51					
52					
53			1		
54					
55					
56					
57		1			
58					
59					
60					
61					
62			1		
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72				1	
73					
74					
75					

	1級	2級	3級	4級	5級
76 号給	人	人	人	人	人
77				2	
78					
79					
80					
81			2		
82					
83			1		
84			1		
85				1	
86					
87		1			
88					
89			2		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105		1			
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	6	18	9	7	6
				職員総数	46 人

その12 特定任期付職員給料表

〔 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して
遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用 〕

1 号給	人
2	
3	2
4	
5	13
6	1
7	
職員総数	16 人

その13 第2号任期付研究員給料表

〔 先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の
かん養に資する研究業務に従事する職員に適用 〕

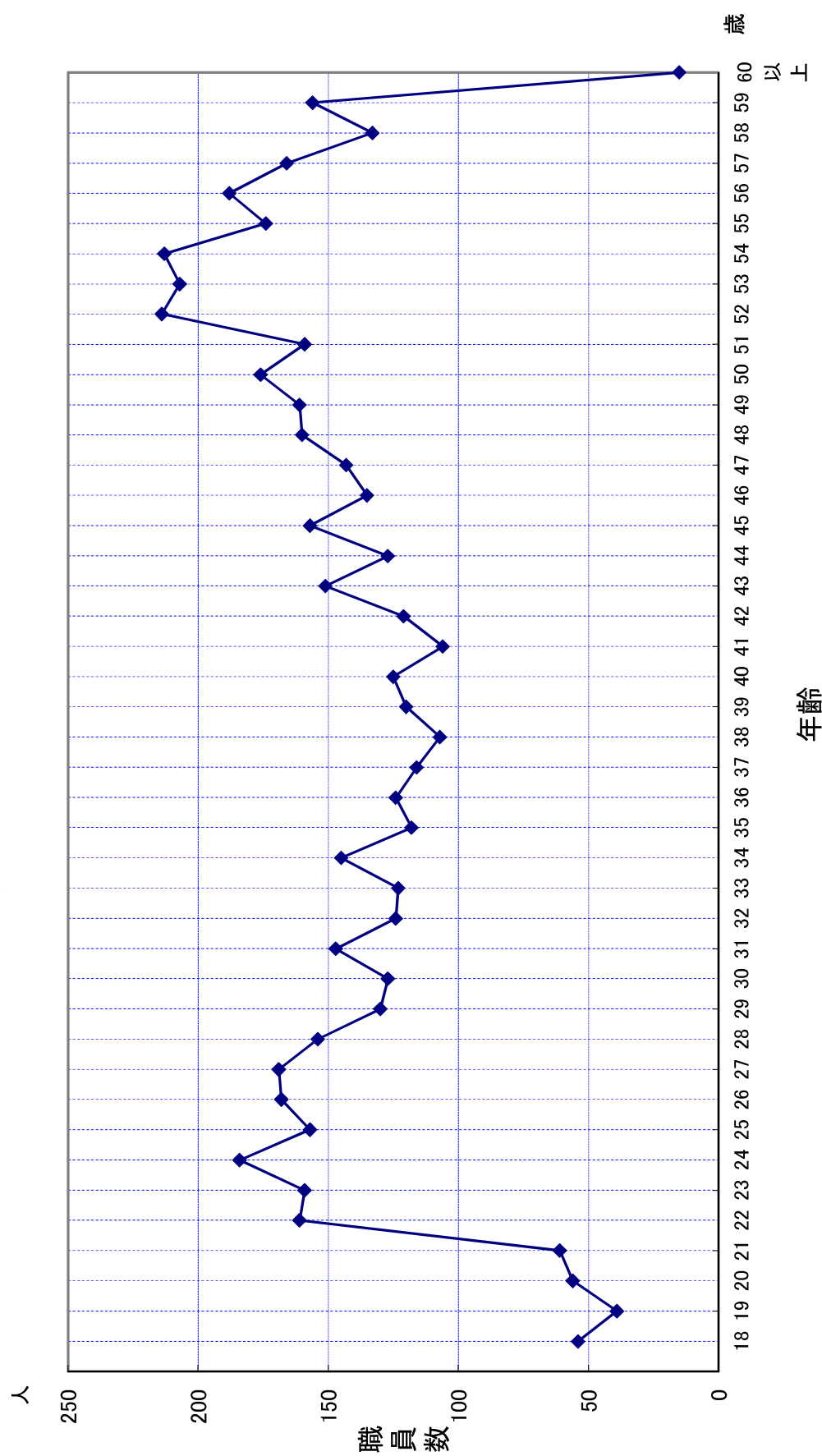
1 号給	3 人
2	
3	
職員総数	3 人

第9表 給料表別、年齢別人員分布

職員の区分 年齢	全職員				
		うち行政職	うち公安職	うち教育職（二）	うち教育職（三）
18 歳	95 人	54 人	41 人	人	人
19	74	39	35		
20	97	56	41		
21	108	61	46		1
22	703	161	96	66	366
23	826	159	86	88	475
24	881	184	135	102	435
25	909	157	113	144	466
26	888	168	132	115	449
27	838	169	122	115	411
28	870	154	140	131	417
29	812	130	142	155	367
30	799	127	163	133	362
31	807	147	125	143	367
32	756	124	133	115	360
33	774	123	126	156	345
34	800	145	139	150	348
35	746	118	134	129	340
36	778	124	156	151	327
37	775	116	143	149	346
38	794	107	191	132	342
39	703	120	149	139	270
40	686	125	144	132	269
41	648	106	130	134	264
42	759	121	163	155	290
43	744	151	163	149	256
44	715	127	145	141	276
45	707	157	155	136	235
46	734	135	162	151	255
47	726	143	152	133	263
48	756	160	130	166	263
49	739	161	123	188	244
50	796	176	123	203	271
51	766	159	101	186	284
52	837	214	87	206	306
53	893	207	78	244	350
54	822	213	68	192	330
55	708	174	51	160	307
56	773	188	47	166	354
57	814	166	41	182	403
58	836	133	45	190	437
59	796	156	41	167	406
60以上	222	15		29	147
計	30,310	5,930	4,737	5,723	13,004

（注） 特に全職員において占める割合の高い給料表の人員分布を抜き出したものである。

第10表 年齡別人員分布圖(行政職)



第11表 手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員 1人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員 (人)													
	全料 給表	行 政 職	公 安 職	海 事 職	教 育 職 (一)	教 育 職 (二)	教 育 職 (三)	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	福 祉 職	特 任 職	第 2 号 付 員
管 理 職 手 当	2,541	682	139		15	289	1,364	20	10	14	8			
初 任 給 調 整 手 当	40	1			16				23					
扶 養 手 当	10,060	1,899	2,405	13	38	2,014	3,484	68	7	81	34	17		
地 域 手 当	30,273	5,925	4,737	21	105	5,720	12,975	246	28	250	201	46	16	3
住 居 手 当	7,271	1,515	1,036	3	15	1,538	2,960	83	11	65	34	11		
通 勤 手 当	27,927	5,163	3,933	12	97	5,477	12,535	219	15	231	182	45	16	2
単 身 赴 任 手 当	147	17	116		5	3	4						2	
へき地手当及 びへき地手当 に準ずる手当	9	1					8							
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	18,727					5,723	13,004							
寒 冷 地 手 当														
計														

区分 手当種類	全職員1人当たり平均受給月額（円）													
	全料 給表	行政職	公安職	海事職	教育職 （一）	教育職 （二）	教育職 （三）	研究職	医療職 （一）	医療職 （二）	医療職 （三）	福祉職	特任職 期付員	第2号 期付員
管理職手当	5,019	8,546	2,389		9,972	2,750	5,329	6,070	37,357	3,890	2,636			
初任給 調整手当	237	50			3,866				231,814					
扶養手当	8,440	8,019	13,548	19,048	10,005	8,930	6,624	6,667	5,286	8,622	4,403	12,304		
地域手当	25,621	25,799	25,953	25,924	28,738	26,672	24,892	24,660	83,746	23,833	22,419	24,863	42,474	21,480
住居手当	6,108	6,444	5,521	3,619	3,964	6,873	5,828	8,452	10,604	6,495	4,289	6,143		
通勤手当	11,405	13,961	12,022	4,781	16,480	12,635	9,042	19,053	5,931	18,328	18,505	18,256	14,092	2,067
単身赴任手当	145	86	735		1,429	16	9						3,750	
へき地手当及 びへき地手当 に準ずる手当	5	2					10							
義務教育等 教員特別手当	2,983					4,422	5,007							
寒冷地手当														
計	59,963	62,907	60,168	53,372	74,454	62,298	56,741	64,902	374,738	61,168	52,252	61,566	60,316	23,547

第12表 再任用職員及び職員の給与に関する条例付則第25項により給料月額が決定される職員の適用給料表別、級別人員

その1 暫定再任用職員（常勤職員）

（人）

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	特7級	8級	9級	計
行政職給料表				11	52	32		4				99
公安職給料表	2	1		6	22							31
海事職給料表				1	1							2
教育職給料表（一）												0
教育職給料表（二）	22	250										272
教育職給料表（三）		334										334
研究職給料表				6								6
医療職給料表（一）												0
医療職給料表（二）				1			3					4
医療職給料表（三）				2	2	1						5
福祉職給料表												0
全給料表計												753

（注）「暫定再任用職員」とは、定年が段階的に引き上げられる経過期間（令和5年度～令和13年度）において、新たな定年後に、1年を超えない範囲内で、フルタイム又は短時間の職で再任用される職員をいう。

その2 暫定再任用職員（短時間）及び定年前再任用短時間勤務職員

（人）

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	特7級	8級	9級	計
行政職給料表	2			13	91	406	4	6				522
公安職給料表												0
海事職給料表												0
教育職給料表（一）												0
教育職給料表（二）	3	156										159
教育職給料表（三）		231										231
研究職給料表				8								8
医療職給料表（一）												0
医療職給料表（二）				1			1					2
医療職給料表（三）					2	5						7
福祉職給料表												0
全給料表計												929

（注）「定年前再任用短時間勤務職員」とは、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、定年退職日相当日まで、短時間勤務の職で再任用される職員をいう。

その3 職員の給与に関する条例付則第25項により給料月額が決定される職員

(人)

給 料 表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	特7級	8級	9級	計
行 政 職 給 料 表				3	20	12	97					132
公 安 職 給 料 表					6	25	12					43
海 事 職 給 料 表												0
教育職給料表（一）												0
教育職給料表（二）		301										301
教育職給料表（三）		456										456
研 究 職 給 料 表				2	3							5
医 療 職 給 料 表（一）												0
医 療 職 給 料 表（二）					2	2	6					10
医 療 職 給 料 表（三）				1	4	10	7					22
福 祉 職 給 料 表												0
全 給 料 表 計												969

(注) 「職員の給与に関する条例付則第25項により給料月額が決定される職員」とは、定年が段階的に引き上げられることに伴い、給料月額が60歳前の7割に決定される職員をいう。

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和8年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 1,124 事業所

② 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により 14 層に層化し、これらの層から 225 事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第 13 表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係 570 人（行政職に相当する調査実人員 509 人）初任給関係以外の調査職種 8,868 人（行政職に相当する調査実人員 7,693 人）

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、77,352 人、行政職に相当するものは、56,960 人

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
産業	計	事業所	事業所	事業所
産 業	計	191	106	91
農 業 、 林 業 、 漁 業		1	0	1
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 業 採 取 業 、 建 設 業		9	3	4
製 造 業		102	59	53
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業		31	12	14
卸 売 業 、 小 売 業		13	10	3
金 融 業 、 保 険 業 、 業 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業		5	4	2
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業		30	18	14

- (注) 1 調査対象事業所225所のうち、調査完了事業所は191所、調査不能となった事業所は32所、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所は2所である。
- 2 調査完了率は、85.7%であり、以下のとおり算出した。
調査完了率＝調査完了事業所 191所／（調査対象事業所 225所－調査対象外事業所 2所）×100
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業分類における大分類「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
新卒事務員・ 技術者計		円	円	円
	大 学 卒	244,256	248,103	237,743
	短 大 卒	230,094	227,198	232,089
	高 校 卒	205,601	209,464	200,232
	大 学 卒	240,844	243,028	237,980
	短 大 卒	229,394	232,776	220,000
	高 校 卒	201,512	203,894	197,146
	大 学 卒	249,113	253,824	237,227
	短 大 卒	230,346	222,129	233,707
	高 校 卒	208,251	213,799	201,765

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。

第15表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 14	歳 53.3	円 805,109	円 8,716	円 796,393
	工 場 長	23	54.4	800,780	671	800,109
	事 務 部 長	253	53.4	672,925	3,037	669,888
	技 術 部 長	415	52.8	712,029	4,375	707,654
	事 務 部 次 長	102	53.3	625,027	2,993	622,034
	技 術 部 次 長	117	53.2	663,165	7,170	655,995
	事 務 課 長	344	51.6	568,082	13,789	554,293
	技 術 課 長	479	50.2	578,672	13,495	565,177
	事務課長代理	169	47.3	520,510	51,050	469,460
	技術課長代理	278	45.8	573,192	79,635	493,557
	事 務 係 長	368	45.5	463,125	62,168	400,957
	技 術 係 長	349	45.2	492,182	82,577	409,605
	事 務 主 任	420	44.9	430,962	64,133	366,829
	技 術 主 任	466	44.5	493,007	91,280	401,727
	事 務 係 員	1,840	39.7	363,549	41,608	321,941
	技 術 係 員	2,056	37.4	403,538	58,110	345,428

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
（以下2から4において同じ。）

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表 2 企業規模500人以上及び本表 3 企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長―課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長―係長間)	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長―係員間)	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 8	歳 52.4	円 1,014,330	円 17,038	円 997,292
	工 場 長	21	54.4	824,335	750	823,585
	事 務 部 長	156	53.7	722,396	459	721,937
	技 術 部 長	328	52.9	728,225	4,928	723,297
	事 務 部 次 長	56	52.4	636,288	2,005	634,283
	技 術 部 次 長	82	53.2	674,668	578	674,090
	事 務 課 長	252	51.5	597,558	14,140	583,418
	技 術 課 長	345	50.2	610,810	8,767	602,043
	事務課長代理	75	48.6	535,225	43,801	491,424
	技術課長代理	175	46.7	609,495	87,219	522,276
	事 務 係 長	256	44.7	475,150	67,743	407,407
	技 術 係 長	247	44.9	524,283	95,653	428,630
	事 務 主 任	281	45.7	458,603	74,056	384,547
	技 術 主 任	314	43.8	522,826	105,005	417,821
	事 務 係 員	1,051	40.2	386,760	46,334	340,426
	技 術 係 員	1,518	37.8	415,985	62,764	353,221

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 9 級
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 7 級、特 7 級及び 8 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長一係長間)	行政職給料表 5 級、6 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級、4 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長一係員間)	行政職給料表 2 級
	行政職給料表 1 級

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 6	歳 54.3	円 585,980	円 0	円 585,980
	工 場 長	2	54.5	600,211	0	600,211
	事 務 部 長	97	53.0	604,576	6,600	597,976
	技 術 部 長	87	52.1	630,774	1,604	629,170
	事 務 部 次 長	46	54.0	616,464	3,745	612,719
	技 術 部 次 長	35	53.0	634,439	23,633	610,806
	事 務 課 長	92	51.8	501,418	12,994	488,424
	技 術 課 長	134	50.2	492,756	26,133	466,623
	事務課長代理	94	46.5	511,053	55,709	455,344
	技術課長代理	103	44.4	516,461	67,786	448,675
	事 務 係 長	112	47.1	438,146	50,587	387,559
	技 術 係 長	102	45.9	428,204	56,514	371,690
	事 務 主 任	139	43.5	374,024	43,693	330,331
	技 術 主 任	152	47.1	378,448	38,548	339,900
	事 務 係 員	789	39.0	332,197	35,225	296,972
	技 術 係 員	538	35.5	342,725	35,372	307,353

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 7 級、特 7 級及び 8 級
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5 級、6 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長一係長間)	行政職給料表 4 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長一係員間)	行政職給料表 2 級
	行政職給料表 1 級

その２ 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和８年４月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (Ａ)	う ち 時 間 外 手 当 (Ｂ)	(Ａ)－(Ｂ)
研究 関係 職種	研 究 所 長	人 2	歳 59.0	円 967,782	円 145,313	円 822,469
	研 究 部 (課) 長	43	53.1	758,975	73,120	685,855
	研 究 室 (係) 長	42	51.4	731,078	97,778	633,300
	主 任 研 究 員	86	43.9	658,694	95,065	563,629
	研 究 員	110	34.8	538,183	107,575	430,608
	研 究 補 助 員	11	35.4	335,413	30,410	305,003
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	X	X	X	X
	副 院 長	4	60.5	1,208,231	100,430	1,107,801
	医 科 長	6	50.7	1,759,285	99,333	1,659,952
	医 師	43	44.3	1,030,962	61,194	969,768
	歯 科 医 師	1	X	X	X	X
	薬 局 長	4	49.5	567,082	31,040	536,042
	薬 剤 師	47	35.4	382,069	19,298	362,771
	診療放射線技師	70	36.1	372,351	35,654	336,697
	臨床検査技師	69	38.1	377,424	31,322	346,102
	栄 養 士	36	36.8	306,843	8,406	298,437
	理 学 療 法 士	73	33.4	332,008	20,222	311,786
	作 業 療 法 士	34	33.4	340,817	7,992	332,825
	総 看 護 師 長	2	57.5	640,137	23,402	616,735
	看 護 師 長	52	49.3	535,266	32,681	502,585
	看 護 師	224	40.2	404,619	58,273	346,346
	准 看 護 師	28	43.2	328,343	59,085	269,258
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	3	52.5	679,003	0	679,003
	大 学 教 授	32	58.3	657,945	2,799	655,146
	大 学 准 教 授	24	50.1	555,859	12,566	543,293
	大 学 講 師	20	43.6	543,597	76,931	466,666
	大 学 助 教	21	35.8	484,264	111,337	372,927
	高 等 学 校 校 長	0	－	－	－	－
	高 等 学 校 教 頭	5	56.9	687,714	0	687,714
	高 等 学 校 教 諭	68	39.9	485,933	4,534	481,399

(注) 「X」は、調査実人員が１人の場合である。

[illegible]

第16表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	64.8%
支 給 し な い	35.2%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の並数階層	30,000円以上31,000円未満

(注) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、28,000円である。

第17表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転居をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
93.1	79.5	62.4	6.9

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
81.0	(15.5)	(42.2)	(8.3)	(26.0)	(8.0)	17.2	19.0

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
57.6	42.4	50.8	49.2	52.3	47.7

第19表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	65.0 %	35.0 %	0.0 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 \ 項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級	56.3 %	40.1 %	43.7 %
非 管 理 職	50.2	38.4	49.8

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第21表において同じ。）。
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
73.3 %	74.8 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和8年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- ・食料費……食料
- ・住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品
- ・被服・履物費……被服及び履物
- ・雑費Ⅰ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- ・雑費Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

第22表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月、水戸市）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	27,785	49,783	61,597	73,410	85,223
住居関係費	35,259	45,679	39,393	33,112	26,831
被服・履物費	3,621	4,009	5,596	7,184	8,771
雑費Ⅰ	21,897	27,416	37,994	48,571	59,149
雑費Ⅱ	10,839	20,905	24,439	27,973	31,507
計	99,401	147,792	169,019	190,250	211,481

(参考) 技能労務職員関係資料

1 技能労務職員給与関係資料

第1表 給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	75人	50.9歳	31.1年
現業職給料表(一)	58	55.8	36.4
現業職給料表(二)	17	34.1	12.9

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	計	学歴別人員構成比			性別人員構成比	
		短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	100.0%	-%	94.7%	5.3%	92.0%	8.0%
現業職給料表(一)	100.0	-	94.8	5.2	93.1	6.9
現業職給料表(二)	100.0	-	94.1	5.9	88.2	11.8

第3表 給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	扶養手当	住居手当	計
全給料表	352,233円	23,543円	4,693円	3,303円	383,772円
現業職給料表(一)	362,112	24,734	4,276	2,353	393,475
現業職給料表(二)	318,529	19,479	6,118	6,541	350,667

(注) 給料には、給料の調整額を含む。

第4表 扶養に関する調

その1 扶養手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	16人	59人	75人	4,693円	22,000円

その2 扶養親族数

区分	子	父母等	計	平均扶養親族数	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
扶養親族数	22人	4人	26人	0.3人	1.6人

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 住居に関する調

その1 住居手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	10人	65人	75人	3,303円	24,770円

その2 住居手当額別人員及び構成比

住居手当額	11,000円以下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円	計
人員	1人	4人	5人	10人
構成比	10.0%	40.0%	50.0%	100.0%

第6表 通勤に関する調

その1 通勤手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	62人	13人	75人	8,983円	10,866円

その2 1か月当たり通勤手当額別人員及び構成比

通勤手当額	人員	構成比
10,000円以下	35人	56.5%
10,001円以上 20,000円以下	22	35.5
20,001円以上 30,000円以下	3	4.8
30,001円以上 40,000円以下	2	3.2
40,001円以上 50,000円以下	0	0.0
50,001円以上 150,000円以下	0	0.0
計	62	100.0

(注) 手当額は、すべての通勤方法に対して支給する通勤手当の総額である。

第7表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 現業職給料表(一) (現業職給料表(二)の適用を受けない全ての技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					1
34					1
35					1
36					
37					1
38					1
39					
40					
41					1
42					
43					
44					1
45					2
46					1
47					2
48					
49					4
50					4
51					2
52					2
53					3
54					6
55					
56					3
57					1
58					5
59		1			
60					4

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	人	人	人	5 人
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78				1	
79				1	
80					
81					
82				2	
83					
84					
85				1	
86				2	
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

	1級	2級	3級	4級	5級
121 号給	人	人	人	人	人
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
計	0	1	0	7	50
				職員総数	58 人

その2 現業職給料表(二) (船舶に乗り組む技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5	2			
6				
7				
8				
9	1			
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16	1			
17				
18		1		
19				
20		1		
21	1	1		
22		1		
23				
24				
25				
26				
27				
28		1		
29	1			
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43		1		
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56		1		
57				
58				
59				
60				

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	人	人	人
62				
63				
64			1	
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				1
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				2
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
計	6	7	1	3
			職員総数	17 人

第 8 表 手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員 1 人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員			全職員 1 人当たり平均受給月額		
	全給料表	現業職（一）	現業職（二）	全給料表	現業職（一）	現業職（二）
扶 養 手 当	16 人	12 人	4 人	4,693 円	4,276 円	6,118 円
地 域 手 当	75	58	17	23,543	24,734	19,479
住 居 手 当	10	6	4	3,303	2,353	6,541
通 勤 手 当	62	53	9	8,983	10,586	3,512
計				40,522	41,949	35,650

2 民間技能労務従業員給与関係資料

第9表 職種別給与額等

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	5	58.5	298,365	25,326	273,039
	守 衛	4	53.3	344,380	120,463	223,917
	用 務 員	3	46.1	309,323	10,614	298,709

備考 自家用乗用自動車運転手については、業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。

第10表 民間における特別給の支給状況

項目		区分	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期	(A ₁)	330,454 円
	上半期	(A ₂)	341,601 円
特別給の支給額	下半期	(B ₁)	655,660 円
	上半期	(B ₂)	714,394 円
特別給の支給割合	下 半 期	$\left(\frac{B_1}{A_1} \right)$	1.98 月分
	上 半 期	$\left(\frac{B_2}{A_2} \right)$	2.09 月分
特別給の支給割合年間計			4.07 月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
- 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

本年の給与勧告のポイント

本年の給与勧告のポイント①

俸給

民間と公務の令和8年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和8年4月実施》

- 民間給与との較差(*) 15,056円 (3.51%) を解消するため次のとおり改定
 - 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 《行政職俸給表(一)の平均改定率》1級 4.0%、2級 3.6%、3級 3.4%、4級 3.1%、5～10級 3.0%、全体 3.3%
 - 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ初任給は一律9,500円引上げ
 【総合職(大卒)】251,500円 (+3.9%) 【一般職(大卒)】241,500円 (+4.1%) 【一般職(高卒)】209,800円 (+4.7%)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善
 - 再任用職員の8割以上を占める係長級の官民の給与差をベースに月例給を改善 (行政職俸給表(一)全体の平均改定率8.5%)

* 較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善
 改定の内訳：俸給 11,179円 広域異動手当(後述) 2,376円 はね返り分(俸給の改定による諸手当の増減) 1,501円

ボーナス

直近1年間(令和7年8月～令和8年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給状況に見合うよう支給月数の引上げ《令和8年4月実施》

	6月期	12月期
令和8年度 期末手当	1.2625月(支給済み)	1.2875月(現行1.2625月)
勤勉手当	1.0625月(支給済み)	1.0875月(現行1.0625月)
令和9年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	1.075月	1.075月

(一般の職員の場合)

民間の支給割合 4.72月
 公務の平均支給月数 4.65月

 - 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分
- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し《令和9年4月実施》
 - 高い成績率を適用可能とすることで、高度の専門性を有し高い業績を挙げた人材の給与水準を確保(俸給等を含め最高で年間約3,380万円)

その他

- 給与制度のアップデートで令和7年度から段階的に見直しを行っている地域手当の支給割合について、令和9年度の支給割合を設定
- 民間の動向を踏まえ、非常勤職員にも扶養手当及び住居手当の支給に努めるよう指針に明記《令和8年10月実施》
- 60歳前後の給与水準(給与カーブ)については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を加速

※ このほか、初任給調整手当、宿日直手当、委員等の手当について、本年の俸給表の改定状況等を踏まえ、所要の改定

本年の給与勧告のポイント②

転勤に伴う経済的な負担の軽減等

転居に関する手当 《令和9年4月実施》

転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、単身赴任者に限らず、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設

- 官署を異にする異動を命ぜられ、異動後の官署への通勤が困難であるため、一定距離以上の転居をした職員を対象に支給
- 支給期間は異動から3年間(単身赴任者でやむを得ない場合には3年間を超えて延長可能)

(距離区分別の手当月額)～「単身赴任者」は現行の単身赴任手当の加算額より増額し、60km以上100km未満の区分を新設。「単身赴任者以外」は新たに支給～

	60km以上 100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
単身赴任者	11,000円	18,000円	30,000円	41,000円	52,000円	61,000円	70,000円	78,000円	87,000円	96,000円	105,000円
単身赴任者 以外	6,000円	9,000円	13,000円	18,000円	22,000円	26,000円	29,000円	33,000円	36,000円	40,000円	43,000円

【例】東京から異動する場合の手当額(年額) 東京→大阪：約22万円[単身赴任者は約49万円] 東京→福岡：約35万円[単身赴任者は84万円]

※ 単身赴任者には、上記手当のほか、二重生活の生計費を補助する単身赴任手当(現行の基礎額相当。月3万円)を別途支給

広域異動手当 《令和8年4月実施》

広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、支給割合を引上げ

- 60km以上300km未満：5%→8% 300km以上：10%→16%

【例】地域手当の非支給地間で広域異動する場合の改善額(年額) [地方機関係長の場合] 60km以上300km未満 +約16万円 300km以上 +約32万円

特地勤務手当に準ずる手当 《令和9年4月実施》

生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、人口集中地区から離れた場所にある官署については、公共施設等が近隣に所在していても手当の支給対象とできるよう、官署の指定基準を見直し

※ これらの見直しのほか、今後、円滑な人事配置や優秀な人材の確保・定着の観点から、転勤を行う職員に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、転勤に関する手当を再編・統合し、転勤に関する総合的な手当の新設を検討。措置の具体的な内容を令和9年夏に報告

職務・職責重視の新たな給与体系（措置の骨格）

基本的考え方

- ▶ 本府省の事務次官級～課長級の職員は、政策決定等で中核的役割。能力を発揮し、成果を上げることが強く求められる
- ▶ これら職員の給与水準は、民間で同等の職務・職責を担う者を下回るとの指摘（国家公務員全体の処遇の印象にも影響）

中核的役割を担い得る優秀な人材を公務に確保するため、本府省の事務次官級～課長級について、

- ・ 他の職員に先行して、職務・職責をより一層重視した給与体系を実現
- ・ 適切な人事評価に基づく任用を前提として、人材獲得競争の中で見劣りしない年間給与水準を確保

措置の骨格

①対象

- ▶ 本府省の事務次官級～課長級

②給与の構成

- ▶ 俸給、業績等手当（ボーナス）、通勤手当、転勤手当を基本（簡素で分かりやすい構成に）

✓ 俸給

- ・ ポストと給与が強く結びつく俸給表を新設
- ・ 役職段階ごとに複数の俸給月額を設定した上で、各ポストの俸給月額は職務・職責を踏まえて決定

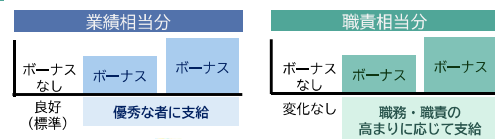
新俸給表のイメージ

号俸	俸給月額	対象ポスト
*	***,***円	事務次官
⋮	⋮	⋮
1	***,***円	●課長、▲課長、...

✓ 業績等手当（ボーナス）

- 業績相当分 人事評価の結果に基づき成績が優秀の場合に支給
- 職責相当分 一時的なポストの職務・職責の高まりに応じて支給

イメージ



✓ 通勤手当

- ・ 現行制度と同様の取扱い

✓ 転勤手当

- ・ 転勤関連手当を再編・統合

③年間給与水準

- ▶ 人材獲得競争の観点で参照すべき民間企業の規模・役職段階等を設定し、民間役員報酬の調査結果等を用いて決定

※ 地方の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与措置、年度単位の職務・職責の変化に対応した暫定的な給与調整の仕組み等を併せて検討

➡ 上記の措置の骨格に基づき更に検討を進め、令和9年夏に具体的な内容を報告

3



本年の職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告のポイント①

令和8年8月

無給休暇の新設

概要

勤務時間法を改正し、全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において、取得事由を問わず、無給で年間7日まで取得できる「無給休暇」を新設する。

（令和9年4月1日施行）

趣旨

- 育児や介護に限らず、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるようにするためには、適切な行政サービスの提供を維持することを前提としつつ、個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進していく必要
- ⇒ 日単位で無給休暇を取得することにより、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない事情を有する職員へのセーフティネットとして機能
- ⇒ 時間単位で無給休暇を取得することにより、フルタイム勤務の継続が一時的に困難となった職員が、一定の期間、短時間勤務を行うことが可能

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

本年の職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告のポイント②

代休日の指定等の見直し

概要

勤務時間法を改正し、職員の健康福祉の増進を図る観点から、休日や週休日（※）に勤務した場合に取得できる代休日の指定や週休日の振替等について、現行の取得単位（代休日の指定は1日、週休日の振替等は1日又は4時間）に満たない場合でも可能とする。

（令和9年4月1日施行）

（※）休日とは、国民の祝日及び年末年始の休日を、週休日とは日曜日及び土曜日（交替制等勤務職員を除く。）をいう

趣旨

【現行】 休日や週休日の勤務が取得単位に満たない場合は、代休日の指定及び週休日の振替等ができず、それぞれ休日給の支給、超過勤務手当等の支給で対応



- 長時間労働の是正が喫緊の課題となっている中、職員の総実勤務時間を減少させることが重要
- ⇒ 代休日の指定及び週休日の振替等を1日又は4時間に限らず行えるようにすることで、各職場の事情に応じて休日や週休日に勤務を命じる必要がある場合、職員がその勤務した時間と同じ時間だけ休むことが可能

見直しイメージ

例：勤務時間が1日7時間45分の職員に対し、休日（8/11（火））に5時間15分の勤務を命じる場合

【現行】 代休日は1日勤務を命じた場合のみ指定可能

8/11（火）

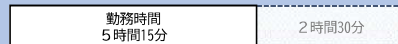


休日給を支給
（代休日の指定は不可）

休日のため勤務することを要しない

【見直し後】 より細かい単位で代休時間を指定可能

8/11（火）



代休時間の取得を可能に

8/14（金）



本年の国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出のポイント

国家公務員災害補償法の見直し

趣旨

国家公務員災害補償制度がセーフティネットとして適切に機能するためには、補償内容が時代に即したものであり、民間における災害補償制度との均衡を考慮したものとなっている必要

➡ 就労構造の変化等の状況、令和8年7月の遺族補償年金の支給要件等の見直しを内容とする労災保険法一部改正法の成立を踏まえ、国家公務員災害補償制度においても、必要な見直しを実施

改正内容

国家公務員災害補償法を改正し、

- 遺族補償年金の受給資格者要件について、配偶者が夫である場合にのみ課せられた要件を撤廃

【現行】 被災職員の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にあることを求める要件

【見直し後】 なし（配偶者が妻である場合と同じ）

- 遺族補償年金の年金額について、遺族が1人の場合の額を平均給与額×175日に見直し

【現行】 平均給与額×153日（55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻は175日）

【見直し後】 平均給与額×175日

- 補償を受ける権利の消滅時効の期間について、補償を支給すべき事由に該当するか容易に判断することができない疾病※である場合には、療養補償等の消滅時効の期間を2年から5年に延長

※ 疾病の特性等を踏まえ人事院規則で指定（脳・心臓疾患、精神疾患等を想定）

（令和9年4月1日施行）